

上 田 市

排水設備工事施行基準

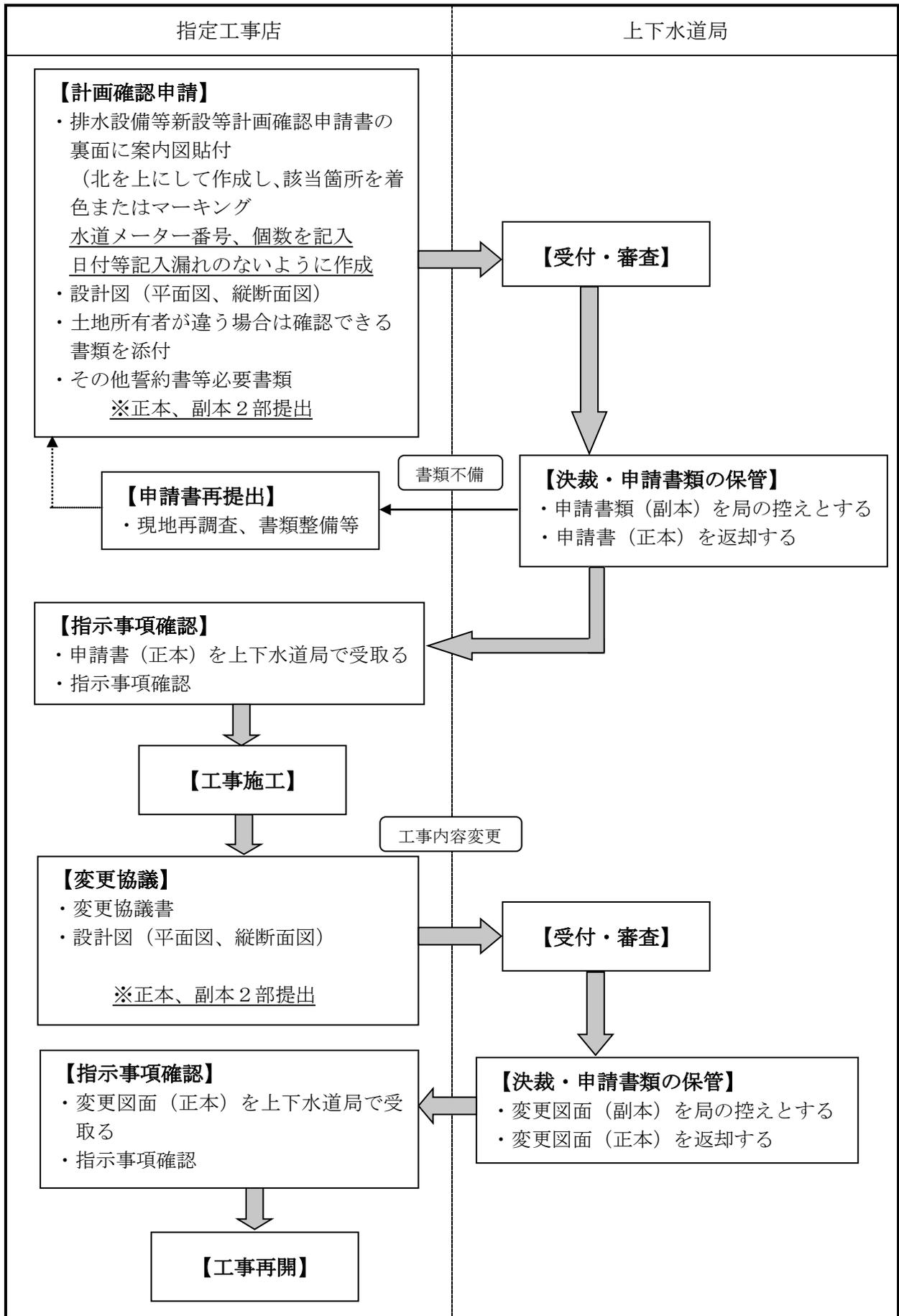
上田市上下水道局

2022年9月1日改訂

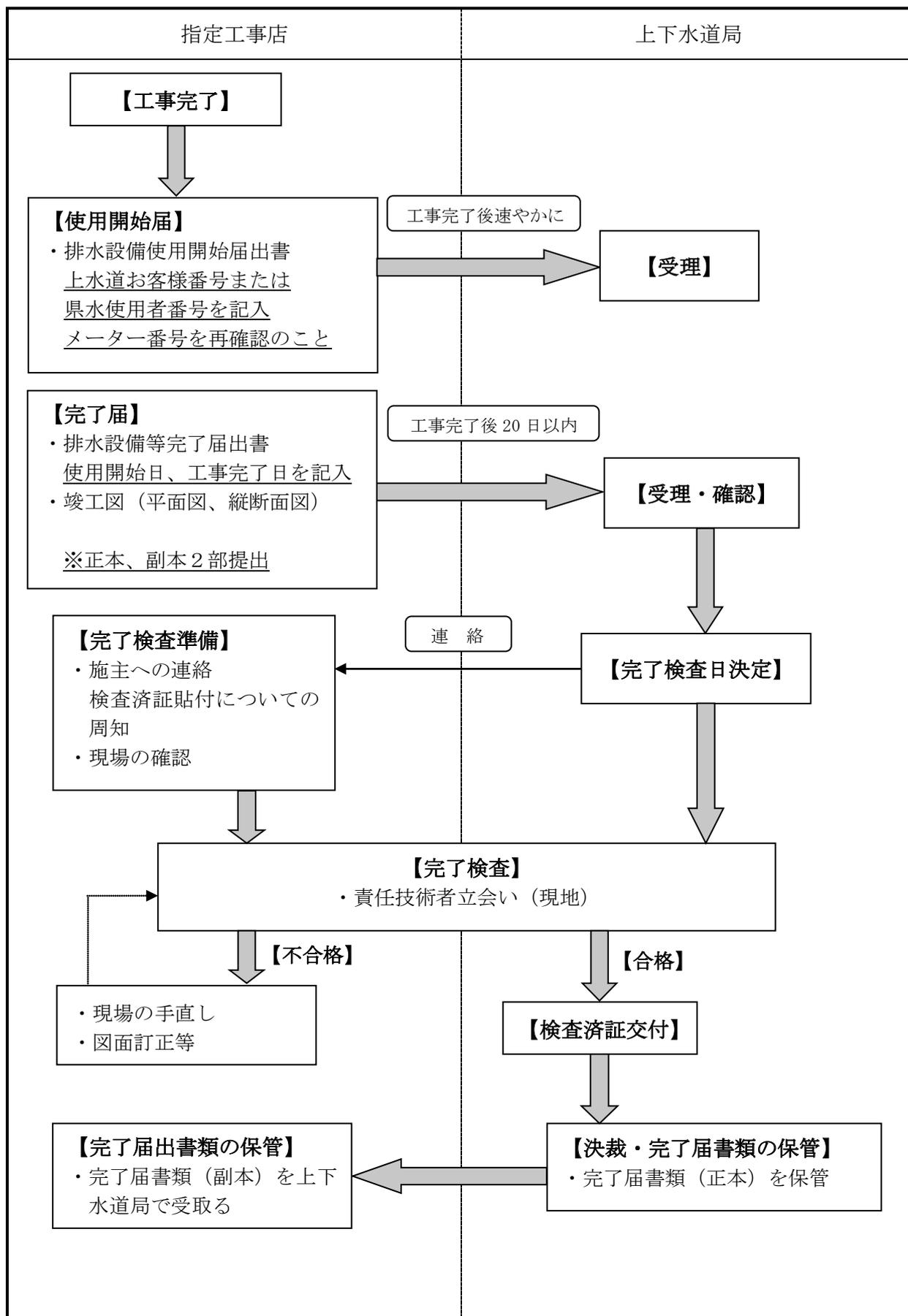
目 次

排水設備工事申込・検査手順	1
排水設備工事施行基準	4
排水設備屋内床下配管用特殊継手等設置基準	20
汚水排出量の減量認定に関する取扱要領	23
上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱	26
上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付要綱	32
上田市ディスポーザの取扱いに関する要綱	42
取付管等新增設申請事務の手引き	52

排水設備工事申込手順



排水設備工事検査手順



排水設備完了検査の手順

参考資料

1 工事店への連絡

工事店に、使用者に対し検査を行う旨の連絡とます等の確認を行うよう指示。
必要に応じ、ますの定期的な清掃などを記したチラシを用意。

2 手順

身分証明書、ライト、鏡を持参する。

本管接続部分から順番にますを開けていき、確認する。

合格なら玄関先等に検査済証を貼付、不備がある場合は、指摘事項を平面図に記入する。

3 検査項目

- (1) ますが埋まっていないか。
- (2) 排水管の管底が 50 cm 以上あるか。
- (3) ますは起点、終点、合流点及び屈曲点にあるか。
- (4) ますの大きさは適正か。
- (5) Bトラップのつまみ棒の長さは適正か。目皿は上下に可動するか。
- (6) ますとますの間隔は最大で 12m 以内か。(管径が 100 mm の場合)
また、ますとますの間に継手を使用していないか。
(ます間が 1 m 以内の場合は、ます省略のため 45 度以内の継手を可とする。)
- (7) 管のたるみや蛇行は無いか。管やますに水たまりは無いか。
- (8) 保護ふたと内ふたが開くか。
- (9) 図面は正確か。また、現場と図面に相違はないか。

4 合否の判断

図面が不正確な場合については、設備上支障がないので現場は合格とし、速やかに訂正図面を提出させる。それ以外は不合格とする。

5 検査結果報告書の作成

合格書類はその控えを返却し、不合格書類は報告書とともに返却する。

6 再検査

図面の不備は訂正して提出、現場での指摘事項は手直しを行い、写真提出または現地の再確認を行う。

完了届け及び竣工図面の提出方法

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 排水設備等新設等計画確認申請書 (正本)② 排水設備等平面図 (申請時の設計図)③ 排水設備等縦断図 (申請時の設計図)④ 排水設備等平面図 (竣工図)⑤ 排水設備等縦断図 (竣工図) | } | <ul style="list-style-type: none">・・・使用開始日、工事完了日は必ず記入・・・指摘事項確認のため・・・竣工図右上に、作成年月日、排水設備番号を記入し、「竣工図」と明記。 |
| + | | |
| <ul style="list-style-type: none">⑥ 排水設備等新設等計画確認申請書 (副本)⑦ 排水設備等平面図 (竣工図)⑧ 排水設備等縦断図 (竣工図) | } | <ul style="list-style-type: none">クリップで留める |

排水設備工事施行基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上田市下水道条例（平成18年条例第220号。以下「条例」という。）

第6条第4号の規定により、排水設備の設置について必要な事項を定めるものとする。

(排水管の種類)

第2条 排水管の種類は次の各号によるが、特別な場合を除き硬質塩化ビニル配管とする。

- (1) 排水用鋳鉄管（JIS G 5225）
- (2) 遠心力鉄筋コンクリート管（JIS A 5303）
- (3) 釉薬陶管（JIS R 1201）
- (4) 硬質塩化ビニル管（JIS K 6741）

地中配管部には原則として薄肉管（VU）を使用し、外部からの荷重、衝撃及び温度の変化により管が変形、破損のおそれがある個所並びに露出して布設される箇所には一般管（VP）を使用する。

- (5) 継手 排水用硬質塩化ビニル管継手（JIS K 6739）
屋外排水継手（硬質塩化ビニル管・継手協会規格 AS 38）

(配管)

第3条 管渠は、よく維持管理されなければ沈殿物のために閉塞して、その用をなさなくなるので維持管理が容易にできるように布設しなければならない。排水管の使命を最大限に発揮させるには、配管、勾配、接続、この3点の良し悪しにかかっている。これらを十分配慮して配管すること。配管内継手の一寸の突起部にも沈積物がひっかかり、流水を阻害し管詰りの原因となるから、継手類は必ず排水用のものを用いその接合法を完全にしなければならない。

(管径及び勾配)

第4条 排水管は次の各号に掲げる基準によって使用しなければならない。

- (1) 管の内径及び布設勾配

管の内径及び布設勾配は条例第6条第3号によるものとするが、次の表を最も標準的なものとする。

管径別の標準的な勾配

管径 (mm)	勾配
100	2.0/100
125	1.7/100
150	1.5/100
200	1.2/100

- (2) 大便器の排水を受ける排水枝管の最小口径は75mmとする。

(管の接合)

第5条 管の接合に当たっては、次の各号に掲げる事項について注意しなければならない。

- (1) 管の切断は管軸に対して必ず直角でなければならない。
- (2) 管の切り口は適当な工具を用いてなめらかに仕上げなければならない。
- (3) 管の切り口の外側は管の肉厚の2分の1以上なめらかに面取りするものとし、面取りの角度はおおむね45度とする。ただし、ゴム輪受口管へ接続する場合は15度から30度とする。
- (4) 管の継手の受け口一杯に挿入し、抜け戻りのないよう注意しなければならない。

(管の埋設)

第6条 管の埋設に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 管の埋設に当たっては起伏蛇行のないように注意しなければならない。また、管の外周はおおむね10cmの厚さに良質の土又は砂で覆い、管を保護しなければならない。
- (2) 排水管の土被りは、建築物の敷地内では40cm以上、公道に準ずる道路や車の出入りする場所は公共下水道本管に準じた深さをそれぞれの標準とする。ただし、特別の事情で土被りが少ない場合は、外圧や凍結により排水管が影響を受けないよう配慮し、必要に応じて保護すること。
- (3) ます間が1m以内の場合には、ます省略のため45度以内の継手に代えて設けてもよい。

(露出配管)

第7条 露出に配管する場合には、縦管は動揺しないよう、壁、柱などに、横走り管はたれさがりを生じないよう、はり、けたなどにそれぞれ適当な間隔で器具を用いて堅固に保護する。また、衝撃により破損するおそれのある箇所では緩衝材を巻き、管を保護するほか、必要に応じて保温、防露などの措置を講じなければならない。

塩化ビニル管の支持間隔 (参考)

呼び径 (mm)	横配管 (m)	縦配管
40~50	1.5	1.2mを越えない間隔
65~100	2.0	
125~200	3.0	

(陶管及びコンクリート製品とビニル管の接続)

第8条 陶管及びコンクリート製品とビニル管の接続に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 陶管の取付管に接続するときは150mm管を用いるものとし、片落管を使用してよいものとする。
- (2) 陶管及びコンクリート製品に接続するときは、砂付管かビニル系接着剤を用いてセメントと砂を混合したものを塗布しモルタルコーキングをして仕上げなければならない。ただし、特殊継手及び管理者が適当と認めたものはこの限りではない。

(伸縮継手)

第9条 高温の汚水が流下する排水管又は外部温度の差が著しい場所、露出して布設する管など温度変化を受ける排水管及び継手が、変形又は破損することを防止するため伸縮継手を用いるものとする。

(汚水と雑排水の分流)

第10条 汚水と雑排水は建物内で合流させないこと。

(ますの種類)

第11条 ますの種類は次のとおりとする。

- (1) 汚水ます
公共下水道取付管と排水設備の接続箇所に、官民界から1 m以内に設けるもの
- (2) 接続ます
排水管の屈曲及び管径を異にする箇所並びにその中間等に設けるもの
- (3) トラップます
防臭装置を設けたもの
- (4) ドロップます
落差の調整のために設けるもの

(接続ます)

第12条 接続ますは、次の各号に掲げる事項に配置する。

- (1) 排水管の起点、終点、合流点及び屈曲点
- (2) 排水管の内径又は管種が異なる箇所
- (3) 直線部においては管径の120倍以下の間隔とし、管径により次の範囲内に設ける。

管径別によるます設置間隔

管径 (mm)	100	150	200
最大間隔 (m)	12	18	24

- 2 材質は、一般的に硬質塩化ビニル製等の非吸水性、耐蝕性材料とする。
- 3 ますの構造、形状及び大きさは、内径15 cm以上の円形又は角形とし、堅固な構造で雨水及び地下水が浸入しないよう施工し、内面は入念に仕上げる。大きさは、接続管の内径、流入管の数、埋設深度等に応じ、検査、掃除に支障のない大きさでなければならない。

ますの口径と深さ等

ます口径 (mm)	排水管径 (mm)	トイレを除く接続衛生器具数	ます深さ
150 以上	100、125	3 個まで	150 cm未満
200 以上	150 以上	4 個以上	150 cm以上

- 4 ますの底部は、沈澱堆積物を許さず、これを円滑に流下させるために接続管の内径に応じ半円形のU字路（以下「インバート」という。）を設けなければならない。インバートの高さは接続管の半径と等しいか、場合によってはその半径より適宜の高さに仕上げてよい。インバートの肩に水切りをよくするため、ますの内壁に向かって適宜な傾斜をつけて仕上げる。
- 5 ますふたは密閉ふたとし、容易に破損しない構造のものを使用すること。塩化ビニル製ますのふたは、塩化ビニル製ふたを標準とし、その使用場所は宅地内に限るものとする。ただし、総重量が2トンを超える車両が通行する場所及び不特定多数の車両が進入する場所には、防護ふたを用いること。なお、防護ふたを使用する場合には、内ふたを用いること。
- 6 大便器からの合流部には段差付き45度合流ますを設置し、大便器の流入がある排水本管の合流には、ます間で本管が見通せる角度の段差付き合流ますを設置すること。ただし、このことにより排水本管の勾配が制約される場合はこの限りではない。

(トラップ)

第13条 トラップは、排水管と衛生器具又は排水口との連絡部に取付け、封水により下水管内で発生する臭気の屋内侵入を阻止するために設ける器具又は装置である。衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。トラップの必要条件は次のとおりとする。

- (1) 適当な深さの封水を常にもっていること。(封水にはトラップ内部を自浄し得る深さでなければならない。封水の深さは50～100 mmを標準とする。)
- (2) 器具に接続し易く、掃除が容易にできること。

トラップ及び器具排水管最小口径

器具	トラップの 最小口径 (近似 mm)	器具排水管 最小口径 (近似 mm)	器具	トラップの 最小口径 (近似 mm)	器具排水管 最小口径 (近似 mm)
大便器	75	75	洗濯用流し	40	40
小便器壁付型	50	50	台所用流し	40～50	40～50
洗面器	30	30～40	床排水	40～75	50～75
手洗器	30	30	浴槽	40	40～50

(トラップます)

第14条 器具トラップの設置を原則とするが、閉塞するおそれや、台所等からの残渣物が下水に混入し公共下水道や排水設備に支障をきたすおそれがあるので、台所、洗濯場、風呂場及びその他集水箇所に設置する。構造及び形状は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) トラップは硬質塩化ビニル製等の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。
- (2) 容易にトラップ内の点検及び清掃ができるものとする。
- (3) 二重トラップ防止のため、トラップ部の取り外しが可能なこと。
- (4) 集合住宅・テナント等では、異なる世帯の雑排水が1つのトラップに流入しないように施工すること。ただし、中高層建築物については協議とする。
- (5) 樹脂ますを使用する場合は、管との接合部から浸入水のないように施工しなければならない。また、地形等を考慮し、十分な強度を保持するよう施工しなければならない。

2 トラップますの種類は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、流入する全ての衛生器具にトラップが設置されている場合は、その旨の確認書を提出することにより目皿のみの設置に代えることができる。

- (1) 目皿付わん型トラップます

トラップの封水深は50 mm以上100 mm以下とし、目幅8 mm以下の目皿を設け、大きなゴミが流入しないものとする。

- (2) 目皿付トラップインバート

トラップの封水深は50 mm以上100 mm以下とし、目幅8 mm以下の目皿を設け、大きなゴミが流入しないものとする。

ただし、規定の埋設深が確保できない場合に限り使用できるものとする。

(3) 目皿付ます（トラップなし）

目幅 8 mm以下の目皿を設け、大きなゴミが流入しないものとする。

（落差ます）

第 1 5 条 上流、下流の排水管の落差が 31 cm以上ある場合は、ドロップますを使用する。なお、ドロップますの下部には大曲リエルボを使用すること。落差 31 cm以下の場合は、落差調整インバートを使用する。落差ますをむやみに使用し、最低土被りが確保できないことがないように注意すること。

（掃除口）

第 1 6 条 排水管の点検掃除のために、会合点や屈曲点にますを設置するのが原則であるが、敷地と建物の関係等でますを設置できない場合に、ますに代えて掃除口を設ける。

また、やむを得ず床下配管をする場合についても、直近にますを設け、できる限り有効な掃除口を屋内に設けること。

（集中一括排水）

第 1 7 条 屋内の排水を集中一括排水する場合は、排水設備屋内床下配管用特殊継手等設置基準を守ること。

（便器等の据付）

第 1 8 条 便器等の据付は次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 汲取便所を水洗便所に改造する場合は、便槽のし尿を処理し、地固めのうえ施工すること。
- (2) 床面の基礎打ちにコンクリートを使用する場合は、膨張収縮による破損防止に便器の周囲にアスファルトなどの緩衝体を施し便器の破損を防止しなければならない。
- (3) 洗浄器具特にハイタンクの場合は、ブラケット及び振り止めバンドを使用し壁面に固着させるが、壁の下地仕切板が軟弱で取付困難な場合は、はめ板等をもって補強の上取付けること。
- (4) 給水管の凍結予防のため必ず保温し、防水材料を使用し完全に被覆しなければならない。
- (5) タンク類を使用する洗浄施設においては、流動金具、凍結防止ヒーター等凍結防止の設備を設けること。

（通気装置）

第 1 9 条 排水管の起点その他適当な箇所には、必要に応じて排水管内の空気が配管のどの部分でも自由に貫通できるような外気流通の装置を設けること。

(除害施設)

第20条 事業所排水は性質によっては、そのまま下水道へ排除すると、施設及び処理機能に損傷を与えるおそれがあるので、その種類に応じた処理をしなければならない。主要な業種は次のとおりである。

除害施設の主要な業種

業種	除去が必要なもの	除害施設の例
レストラン、食堂、病院、歯科医院	油分、固形物 (SS)	油水分離槽
ガソリンスタンド	油分	油水分離槽 油分吸着マット
豆腐製造業	固形物 (SS)	スクリーン 沈殿槽
クリーニング業等、理容・美容業	毛髪、繊維くず、有機溶剤	ヘアトラップ 活性炭吸着装置

2 維持管理が不十分であるとその機能は発揮されず、下水道施設を損傷してしまうおそれがあるので、定期的（週1回程度）に点検し、除害施設によって分離、蓄積された沈殿物は除去しなければならない。

(汚水排出量認定)

第21条 水道水以外の水を使用し下水道へ排出する場合は、別途管理者に届出をするとともに、その使用水量を明確に証明できるようにしなければならない。

2 汚水排出量の減量認定の取扱いは、別に定める汚水排出量の減量認定に関する取扱要領によるものとする。

(設計図)

第22条 設計図は工事施工に必要な図面であり、排水設備計画の適否、更には施行の基本となる重要なものであるから、以下の記載方法に従い入念に作成しなければならない。

(1) 図面の種類

ア 付近見取図

付近見取図は、申請地及び付近の目標となるものを記入し、北（方位）を上方にして作成し、申請書裏面に貼付すること。

イ 平面図

平面図は、現地調査に基づき隣地境界、水道メーターの位置及び情報、取付管接続位置、方位、既存の排水設備、玄関、建物の間取り、便所、台所、浴室等の位置、排水本管、排水枝管の位置、排水距離、ますの位置及び規格（内径と深さ）、ます番号、2階からの排水がある場合はその位置を記入して別図のとおり作成すること。縮尺は100分1を標準とし、ビル、工場等のように広大な敷地を有するものなどについては任意の縮尺で全体図を作成するとともに、1/100から1/500の範囲で、1/50刻みに縮小することができる。

ウ 縦断図

縦断図は、原則として流水方向が向かって右から左へ流下するように作成し、平面図と照合させて別図のとおり作成すること。縮尺は原則として縦1/20、横1/100以上とし、横の縮尺は平面図に合わせ、記載すること。

エ 構造詳細図

グリース阻集器、排水槽その他の排水設備で特殊構造のものがある場合にその機能が分かる構造図を作成すること。

(2) 設計図作成の留意点

ア 申請書類は全て2部作成し提出すること。

イ 設計図はA3版とする。

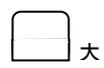
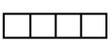
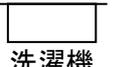
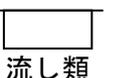
ウ 設計図の記載数値の単位及び端数処理は次のとおりとする。

設計図の記載数値

種 類	単 位	記 入 数 値	記 載 例
管 路 延 長	m	小数点以下1位まで	9.5
ま す の 寸 法	cm		15
管 径	mm		100
管 の 勾 配	%	小数点以下1位まで	2.0
ま す の 深 さ	cm		50
地 盤 高・管 底 高	m	小数点以下2位まで	9.46
追 加 距 離・区 間 距 離	m	小数点以下1位まで	4.5

- (注) 1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。
 2 図面記号は別表1のとおりとする。ただし、衛生器具の図示記号については、衛生器具の種類が一目で明確に判別できれば任意の記号でも可とする。
 3 既設の排水設備は点線とし、新設改造部分は実線で記入すること。

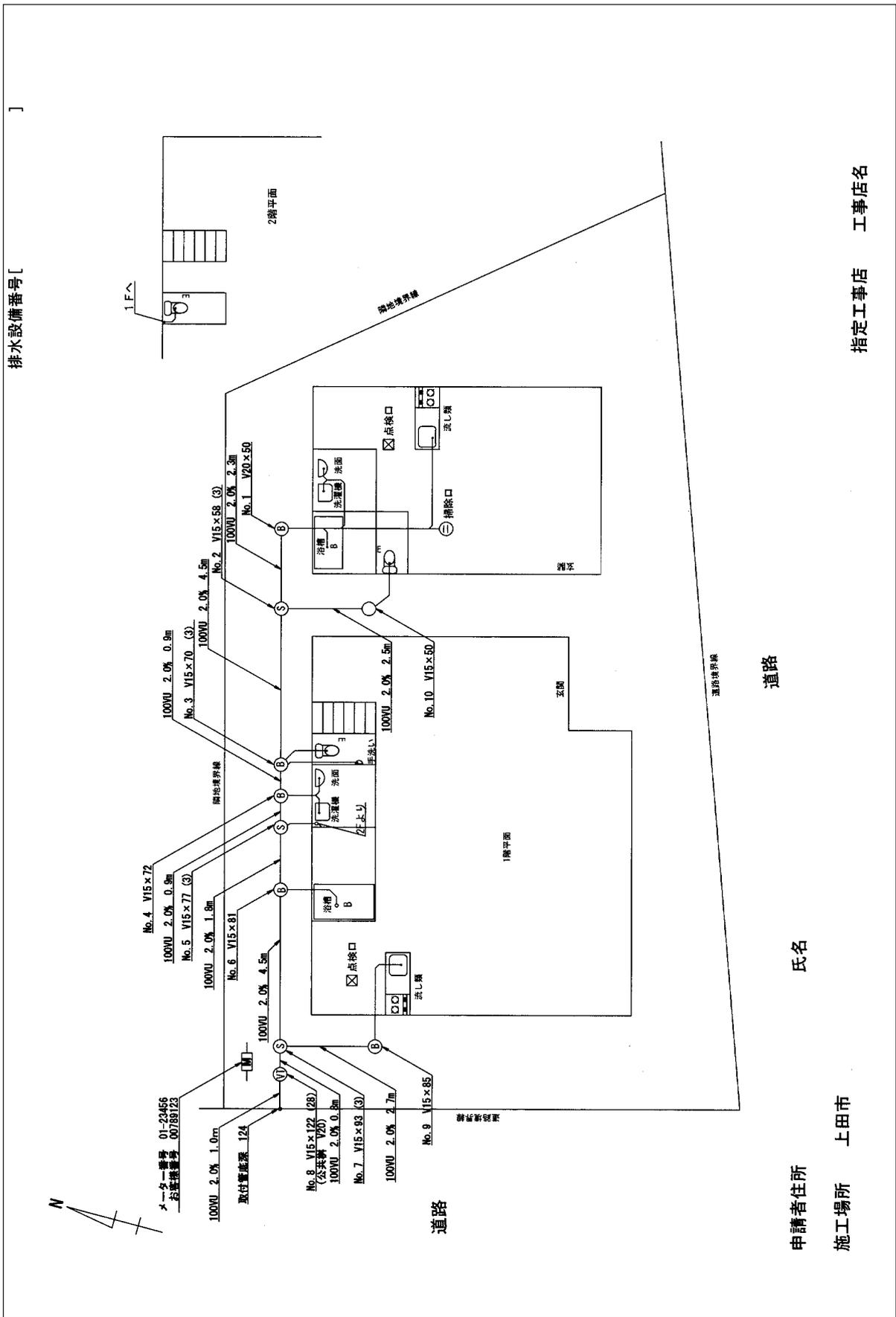
別表1 図面記号

類 別	図 示 記 号	類 別	図 示 記 号
排 水 設 備 器 具		衛 生 器 具	
既 設 管	-----	洋 風 大 便 器	 ヨ
新 設 管	—————	小 便 器	 小
公 共 ま す		兼 用 大 便 器	 ケ
既設角・丸形ます		和 風 大 便 器	 大
新設角・丸形ます		手 洗 器	 手洗器
油 脂 ト ラ ッ プ	 油脂トラップ	洗 面 器	 洗面器
中 和 槽	 中和槽	洗 濯 機	 洗濯機
掃 除 口 ・ 検 査 口	————— 	浴 槽	 B 浴 槽
目 皿 付 わ ん 型 ト ラ ッ プ ま す	 B	台 所 用 流 し	 流し類
目 皿 付 ト ラ ッ プ イ ン バ ー ト	 M	掃 除 用 流 し	 SS 掃除用流し
ド ロ ッ プ ま す	 D	床 排 水 等	 床排水等
落 差 調 整 ま す	 VT	管 種 記 号	
3 cm 段 差 付 合 流 イ ン バ ー ト	 S	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	—————100VU—————
		陶 管	—————100T—————
		コ ン ク リ ー ト 管	—————100C—————
		排 水 用 鋳 鉄 管	—) —) —) —

上田市排水設備等平面図 S=1/100

作成年月日 [〇〇. 〇〇. 〇〇] 設計図

排水設備番号 []



氏名

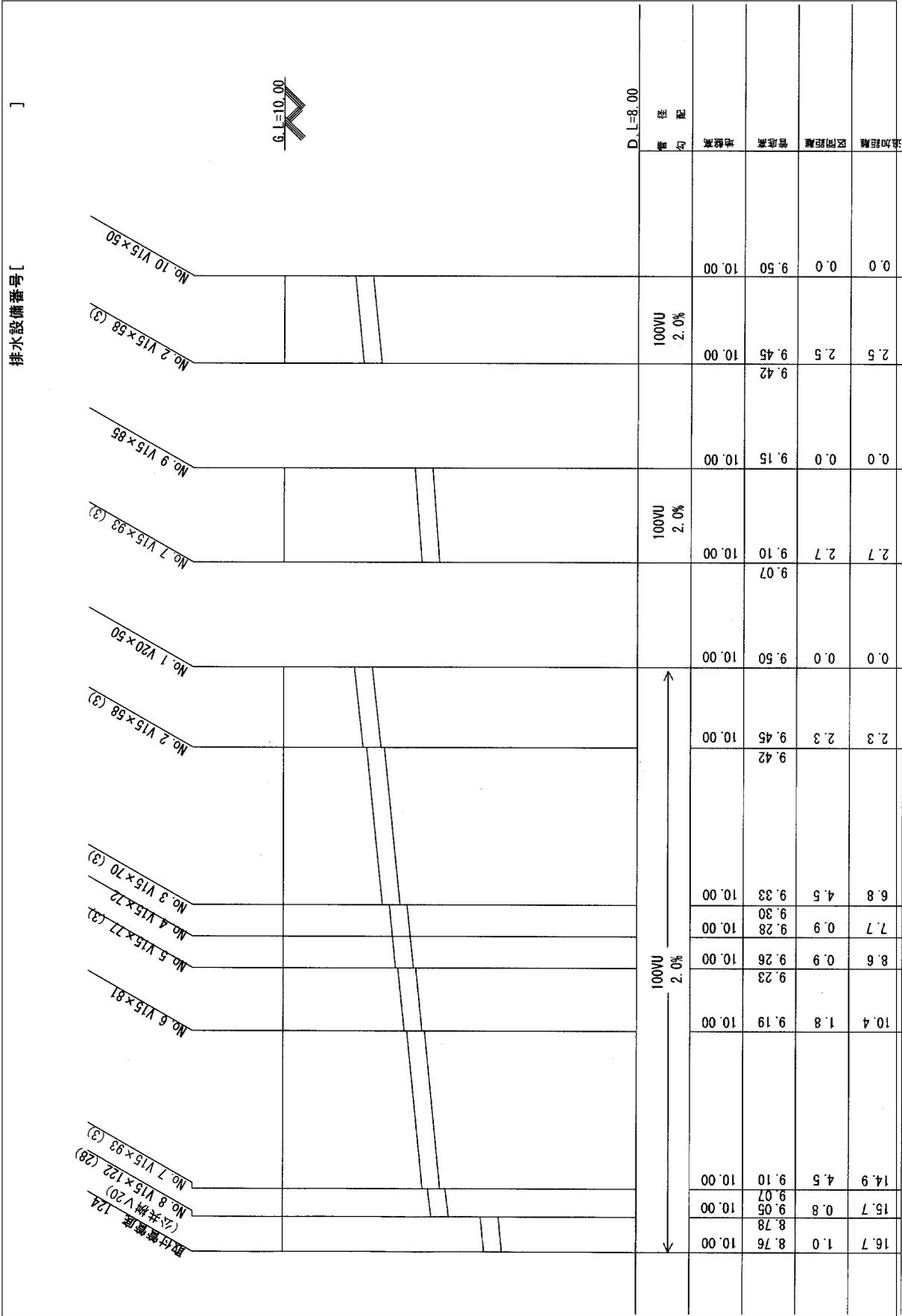
道路

指定工事店 工事店名

A3で作成する

上田市排水設備等縦断面図 S=1/100 (横) 1/20 (縦)

作成年月日 [〇〇. 〇〇. 〇〇] 設計図



A3で作成する

下水排除基準

対象物質又は項目		対象事業場・排水量		その他の事業場	
		50 m ³ /日以上	50 m ³ /日未満		
処理困難項目	有害物質	カドミウム及びその化合物 *1	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		シアン化合物 *2	1 以下(0.5 以下)	1 以下(0.5 以下)	1 以下(0.5 以下)
		有機燐化合物	1 以下	1 以下	1 以下
		鉛及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		六価クロム化合物 *2	0.5 以下(0.3 以下)	0.5 以下(0.3 以下)	0.5 以下(0.3 以下)
		砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 *2	0.005 以下(0.003 以下)	0.005 以下(0.003 以下)	0.005 以下(0.003 以下)
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下
		トリクロロエチレン	0.3 以下	0.3 以下	0.3 以下
		テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下
		チウラム	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下
		シマジン	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下
		チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下
		ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
		セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
	ほう素及びその化合物 *1	10 以下	10 以下	10 以下	
	ふっ素及びその化合物 *1	8 以下	8 以下	8 以下	
	1,4-ジオキサン *1	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
	環境項目	フェノール類	5 以下	5 以下	5 以下
		銅及びその化合物 *3	3 以下(2 以下)	(3 以下) 3 以下	3 以下
		亜鉛及びその化合物 *1,*3	2 以下	(5 以下) 2 以下	2 以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	10 以下
物質有害	クロム及びその化合物 *3	2 以下(1 以下)	(2 以下) 2 以下	2 以下	
ダイオキシン類 *4	10 以下	10 以下	10 以下		
その他の項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 *1,*5	380 未満	380 未満	380 未満	
	水素イオン濃度(pH) *5	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD) *5,*6	600 未満	600 未満	600 未満	
	浮遊物質(SS) *5,*6	600 未満	600 未満	600 未満	
	ノルマルヘキサン	抽出物質含有量	5 以下	5 以下	5 以下
		抽出物質含有量	30 以下	30 以下	30 以下
	温度 *5	45 未満	45 未満	45 未満	
窒素消費量	220 未満	220 未満	220 未満		

- ・ 単位は、ダイオキシン類は pg-TEQ/l、pH は水素指数、温度は℃、その他は mg/l で示す。
- ・ □ 内は直罰が適用される基準を、それ以外は除害施設の設置等に係る基準を示す。
- ・ *1 カドミウムは業種ごとに平成 28 年 11 月 30 日又は平成 29 年 11 月 30 日まで、ほう素、ふっ素、アンモニア性窒素等含有量は業種ごとに平成 28 年 6 月 30 日まで、1,4-ジオキサンは業種ごとに平成 27 年 5 月 24 日まで、亜鉛は業種ごとに平成 28 年 12 月 10 日まで特定施設に係る排除基準についてそれぞれ暫定基準が適用される。
- ・ *2 シアン、六価クロム、総水銀の()内の数値は上乗せ基準を示し、昭和 54 年 10 月 31 日において既に設置されている排出量が 500 m³/日未満の特定施設設置者等を除き適用される。
- ・ *3 銅、亜鉛、クロムの()内の数値は上乗せ基準を示し、水質汚濁防止法施行令別表第 1 の 26,27,47,49,52,53,58,61,62,63,65,66 の各号に掲げる施設を設置し排出量が 500 m³/日以上又は 50 m³/日未満の事業場に適用される。
- ・ *4 ダイオキシン類の直罰基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項による特定施設を設置する事業場に適用される。
- ・ *5 アンモニア性窒素等含有量、pH、BOD、SS、温度は、排水量が終末処理場で処理される量の 4 分の 1 以上である事業場について、上乗せ基準が適用される場合がある。
- ・ *6 BOD、SS は、排水量が 10 m³/日未満である場合には適用されない。
- ・ 農業集落排水は、その他の事業場に係る排除基準が適用される。ただし、()内の数値は適用されない。

様式第3号(第8条、第9条関係)
 様式第3号(第6条、第7条関係) ※ 1 ページ目が記入例で、2 ページ目が提出用です。

		処理区名		申請書の作成例	
排水設備等新設等計画確認申請書		新設	第	号	号
		位置図を裏面に貼り付けてください。 また、造成地等で住宅地図に区画が反映されていない場合は、造成地の全区画を記入してください。			
受付	年	月	日	改築	第
				共同管	第
(申請先) 上田市 市長				確認印	
				〇年〇月〇日	
上田市下水道条例第7条の規定により申請します。					
上田市農業集落排水施設条例第8条の規定により申請します。					
排水義務者	住所	上田市大手1-11-16		電話番号	0268-●●-△△△△
	フリガナ氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎		職業又は屋号	店舗・病院等、排水が一般家庭と異なる場合記入
使用者	住所	上田市大手1-11-16		電話番号	0268-●●-△△△△
	フリガナ氏名	スイドウ タロウ 水道 太郎		職業又は屋号	□□□□
施設場所		上田市大手1-11-16		自治会	大手町
工事種別	排水施設	<input type="radio"/> 新設	<input type="radio"/> 増設	<input type="radio"/> 改築	取付管の確認 有 無(新設)
	水洗設備	<input type="radio"/> 新設	<input type="radio"/> 増設	<input type="radio"/> 改築	
		浄化槽切替			
工事予定	着工	〇年〇月〇日	メーターの個数	1 個	メーター番号 φ13 12-34567 お客様番号 00612345
	しゅんすい 竣工	〇年〇月〇日			
指定工事店名	住所	上田市〇〇〇123-4		登録番号	第 000000000 号
	社名	株式会社 ■■設備		責任技術者氏名	長野 二郎
		電話番号 0268(〇〇)▲▲▲▲		備考	
誓約書		工事申請に際し、雨水は他の排水路等に流し、公共下水道(集落排水施設)の汚水管には流さないことを誓約します。 (あて先) 上田市 市長			
		〇年〇月〇日			
		申請者氏名 水道 太郎 (印)			
同意書		申請者が上記申請のとおり工事することに同意します。 (あて先) 上田市 市長			
		〇年〇月〇日			
		申請者と、土地あるいは接続管の所有者が異なる場合記入			
		住所 上田市真田町長7178-1 氏名 水道 三郎 (印)			
		住所 上田市真田町長7178-1 氏名 水道 三郎 (印)			
排水設備等完了届出書		使用開始日	〇年〇月〇日	工事完了日	〇年〇月〇日
(届出先) 上田市 市長		検査年月日	年	月	日
		完了届提出時に記入 年〇月〇日			
上田市下水道条例第8条の規定により届け出ます。		完了印			
上田市農業集落排水施設条例第9条の規定により届け出ます。					
指定工事店名		株式会社 ■■設備			
完了決裁	課長	係長	係	主務者	確認決裁

様式第 20 号(第 25 条関係)

様式第 8 号(第 10 条関係)

市営・県営 水道用

処 理 番 号								
No.								
課 長	係 長	係	主務者	センター長	チェック	入 力	受 付 印	
排水設備使用開始届出書								
○年 ○月 ○日								
(届出先) 上 田 市 長								
上田市下水道条例第 30 条の規定により、次のとおり届け出ます。 上田市農業集落排水施設条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。								
使 用 者	住 所	上田市大手 1-11-16			職 業 又 号 は 屋 号	飲食店		
	フリガナ	スイドウ タロウ			電話番号	〇〇-△△△△		
	氏 名	水 道 太 郎			自 治 会	大手町		
上水道使用者氏名		水 道 太 郎			電話番号	〇〇-△△△△		
上水道お客様番号 県水使用者番号		00123456	量水器番号	φ 13mm	12-34567			
設 備 場 所		上田市大手 1-11-16						
排 水 設 備 番 号		第 87654 号						
増 設 ・ 改 築 番 号		増 ・ 改 第 号						
開 始 年 月 日		○年 ○月 ○日						
工 事 種 別		① 排水設備		② 水洗便所		3 浄化槽切替		
指 定 工 事 店 名		株式会社 ■■設備						
備 考		① 開栓・閉栓					入力	

* 上水道お客様番号・県水使用者番号・量水器番号は必ず記入してください。

* アパート等の場合は建物名称・部屋番号まで記入してください。

様式第 21 号 (第 25 条関係)

様式第 9 号 (第 10 条関係)

排水設備使用 (休止・廃止・再開) 届出書

○年 ○月 ○日

(届出先) 上 田 市 長

上田市下水道条例第 30 条の規定により、次のとおり届け出ます。

上田市農業集落排水施設条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

使用 者	住 所	上田市大手 1-11-16		自治会	大手町
	フリガナ	スイドウ タロウ		電話番号	〇〇-△△△△
	氏 名	水 道 太 郎			
上水道使用者氏名		水 道 太 郎			
お 客 様 番 号		00123456	量水器番号	1 2 - 3 4 5 6 7	
設 備 場 所		上 田 市 大 手 1 - 1 1 - 1 6			
排 水 設 備 番 号		第 8 7 6 5 4 号			
汚 水 種 類	排水汚水	水道汚水・井戸汚水			
	水洗汚水	水道汚水・井戸汚水			
休 止 等 年 月 日		○年 ○月 ○日		休止 (再開予定がある場合) 廃止 (再開予定がない場合) 再開	
休 止 予 定 期 間		○年 ○月 ○日頃まで			
休 止 ・ 廃 止 の 理 由		1. 建物を改築するため 2. 建物を取壊しさら地にするため 3. その他 ()			
届 出 者		株式会社 ■■設備		電話番号	△△-〇〇〇〇

※ 休止後、再開する場合は別途再開(排水設備工事が伴う場合は使用開始届)の届出が必要です。

誓 約 書

年 月 日

(提出先) 上 田 市 長

住 所

申請者

氏 名 ㊟

私はこのたび上田市_____に排水設備工事を施工するにあたり、既存の合併浄化槽施設で使用していた配管を利用いたします。しかしながら、既設部分は目皿付わん型トラップますの設置、最低土被りを確保する等、排水設備工事施行基準に定められている基準のいくつかを満たしておりません。

つきましては、既設管を利用することが原因で起こりうる排水管の詰まり等の事故について、上下水道局に対して一切の異議申し立てはいたしません。

上記の事故が発生した場合及び維持管理上の問題が発生した場合は、上田市の下水道指定工事店に修繕を依頼する等、当方の責任において適切な処置をするものとします。

また、当排水設備に起因し、下水道本管施設及びポンプ場に詰まりや故障等の支障が生じた場合は、その機能回復について一切の責任を負うものとします。

以上、誓約いたします。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、誓約事項を継承いたします。

施工指定工事店 ㊟

排水設備屋内床下配管用特殊継手等設置基準

屋内の排水を集中一括排水する場合の特殊継手等の設置について、下記のとおり基準を定める。

記

1 排水設備等新設等計画確認申請

特殊継手等を使用する場合は、誓約書を添付すること。

特殊継手等設置箇所、点検口及びメーカー名を排水設備等新設等計画確認申請書添付平面図等に記載すること。

2 設置方法

設置については、各メーカーの仕様により設置すること。

3 施工上の注意事項

維持管理上容易に点検及び修繕ができるように特殊継手等付近に床下点検口を設けること。

排水設備は、雑排水系統と便所系統を別配管とし、同一の特殊継手等に流入させないこと。

雑排水系統の特殊継手等の流出口には、屋外に目皿付わん型トラップますを設置すること。

器具にトラップが設置されている場合、二重トラップとならないよう施工すること。

4 施工写真について

施工後の写真（点検口上部からの撮影）を排水設備等完了届出書に添付すること。

誓約書

年 月 日

(提出先) 上 田 市 長

申請者 住所

氏名

Ⓜ

私はこのたび上田市 _____ 番地に排水設備工事を施行するにあたり、集中一括排水工法を採用いたします。

本工法は、屋内の排水に特殊継手等を使用し、床下で一箇所に集め一括排水するため、この工法が原因で起こりうる特殊継手等の凍結及び詰まり等の事故について、上下水道局に対して一切の異議申し立てはいたしません。

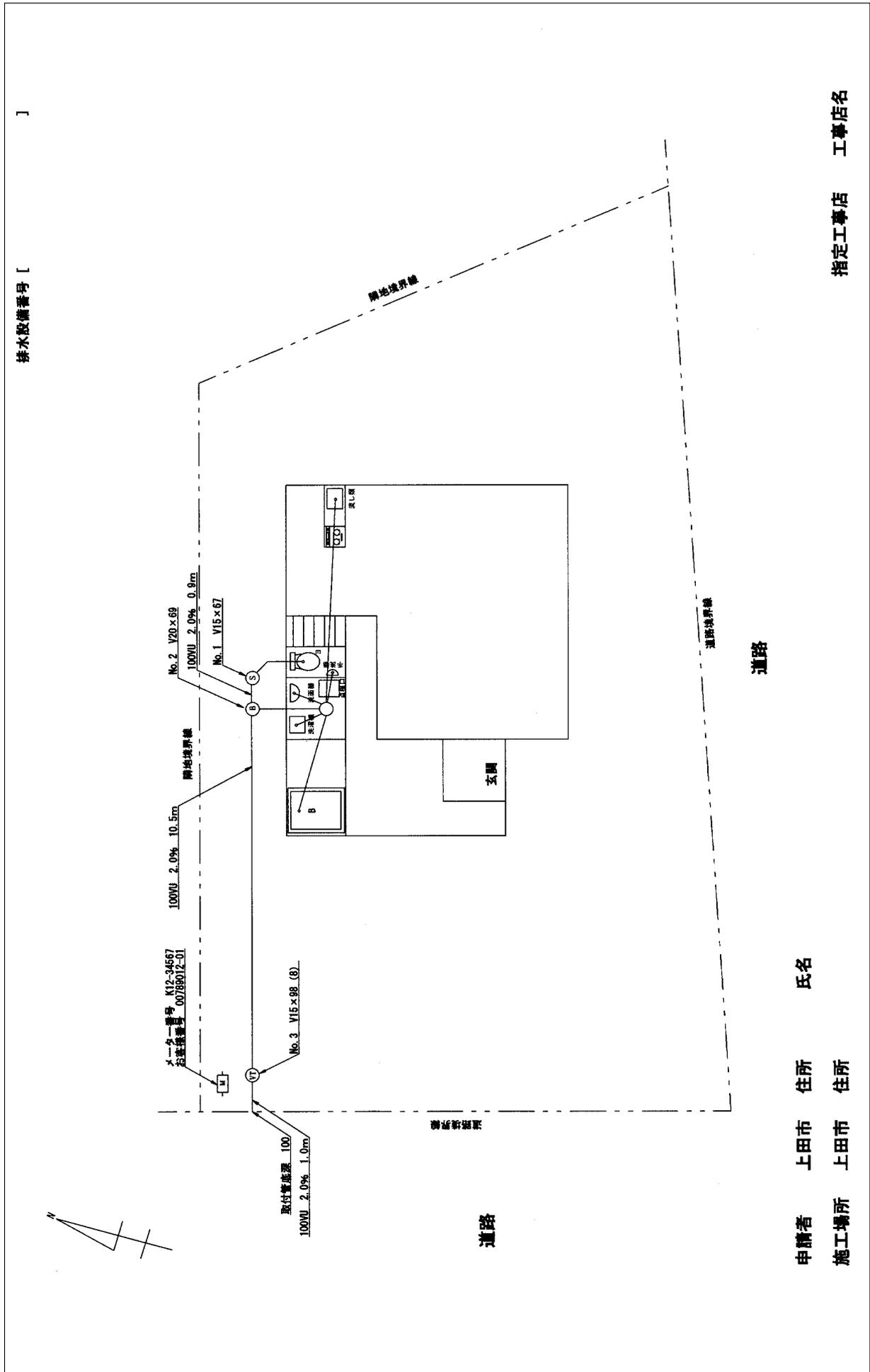
また、上記の事故が発生した場合及び維持管理上の問題が発生した場合については、本工事を施工した下水道指定工事店に修繕を依頼する等、申請者の責任において適切な処置をすることを誓約いたします。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、誓約事項を継承いたします。

上田市排水設備等平面図 S=1/100

作成年月日 [] 設計図

排水設備番号 []



申請者 上田市 住所 氏名

施工場所 上田市 住所

指定工事店 工事店名

A3で作成する

汚水排出量の減量認定に関する取扱要領

上田市上下水道局

(趣旨)

第1条 この要領は、上田市下水道条例（以下「条例」という。）第33条第2項に規定する、使用水量が汚水排出量と著しく異なる場合において、公共下水道へ排出されない水量（以下「減量水量」という。）の認定（以下「減量認定」という。）に関する取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減量認定対象)

第2条 減量認定の対象は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 別表1に掲げる事業活動に伴う減量水量であること。
- (2) 管理者の定める設置基準に適合したメーター等の設置により、減量水量が証明できること。なお、その設置については使用者の負担とする。
- (3) 構造上メーターを設置することができない場合は、水量を客観的あるいは合理的に認定できる資料を提示できること。

(減量認定の適用範囲)

第3条 減量認定の適用範囲は、前年度の使用水量と汚水排出量の実績等をもとにして、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 月平均使用水量が30 m³以上100 m³未満で、月平均減量水量が10 m³以上あること。
- (2) 月平均使用水量が100 m³以上で、月平均減量水量が30 m³以上あること。
- (3) 年総減量水量が年総使用水量の50%以上で、月平均減量水量が10 m³以上あること。

(減量認定申請)

第4条 減量認定を受けようとするものは、製氷業等汚水排出量申請書に次の各号に掲げる資料を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 給・排水系統図
- (3) 前年度の使用水量実績
- (4) その他管理者が必要と認めた資料

(減量認定の決定)

第5条 管理者は、申請に基づき減量認定の適否を決定し、その内容が第2条の認定対象及び第3条の減量認定の適用範囲に該当するときは、申請者に汚水排出量認定書により通知する。

(減量認定適用者の義務)

第6条 減量認定の適用を受けた使用者は、検針月ごとにその減量水量を汚水排出量報告書により、条例で定めた期日までに管理者に報告しなければならない。期日までに報告のない場合または検針月を複数回まとめた報告の場合は、減量認定の適用範囲から除外するものとする。

- 2 メーターは、計量法で規定する有効期間内（8年）に、使用者の負担により交換し、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 使用者は、減量認定に必要なメーター等を適正に管理し、管理者が必要な場合に行うメーター等の機能、性能及び構造の確認検査等に協力しなければならない。

(減量認定適用の取消し)

第7条 管理者は、減量認定適用の決定を受けた使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に行った減量認定による調定及びその後の適用を取消することができる。

- (1) 偽りの申請又は報告により減量認定の適用を受けたとき。
- (2) 第6条に掲げる減量認定適用者の義務を怠ったとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、この要領、条例等に違反し減量認定の適用を受けたとき、または管理者の指示に従わなかったとき。

(準用)

第8条 この取扱要領は、上田市農業集落排水施設条例第17条第2項の規定に基づき、集落排水施設使用料の減量認定に関し準用する。

(補足)

第9条 この要領によりがたい場合は、その都度管理者が決定する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

1 この要領適用の際は、現に減量認定もしくは減量を受けている使用者が引き続き適用を受けようとする場合は、当分の間従前の例による。

別表1 減量認定対象

1. 製氷業など製品含有に係るもの
2. 冷却水、蒸発水に係るもの
3. 農業、畜産業、造園業に係るもの
4. 営業の目的による自動車の洗車、機器の洗浄に係るもの
5. 学校、スポーツ施設におけるグラウンド、芝の散水に係るもの
6. 水道水が工場、温泉及びプール等に係るもので、普通河川への排水が認められるもの

様式第23号（第27条関係）
 様式第12号（第13条関係）

申請書の作成例

製氷業等汚水排出量申請書

○年 ○月 ○日

（申請先）上 田 市 長

上田市下水道条例第33条第2項第3号の規定により、次のとおり申請します。
 上田市農業集落排水施設条例第17条第2項第3号の規定により、次のとおり申請します。

使 用 者	住 所	上田市大手1-11-16		職 業 又 は 屋 号	○○氷店
	ふりがな	すいどう たろう		電話番号	●●-△△△△
	氏 名	水道 太郎		自 治 会 又 は 区	大手町
上水道使用者氏名		水道 太郎		電話番号	●●-△△△△
上水道お客様番号		00123456	量水器番号	12-34567	
設 備 場 所		上田市大手1-11-16			
排 水 設 備 番 号		23456			
営 業 の 種 類		製氷業			
(使 用 目 的)		製品に水を添加するため			
使 用 水 量		私設メーターによる			
汚 水 排 出 量		下水道へ排出した水量		その他の水量	
指 定 工 事 店 名		株式会社 ■■設備			
備 考		私設メーター番号 654321 期限 ○年 ○月			

○上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱

平成18年3月6日

上下水道局告示第1号

改正 平成20年4月1日上下水道局告示第2号

平成22年4月28日上下水道局告示第3号

平成28年3月25日上下水道局告示第1号

注 平成28年3月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の規定による処理区域内で排水設備を設置しようとする者に、融資機関が融資を行った場合において、当該融資機関に対し予算の範囲内で利子補給金を交付することに関し補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「排水設備」とは、上田市下水道条例（平成18年条例第220号）第2条第4号に規定する排水設備をいう。

(利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業加入金、水道料金、下水道使用料及び集落排水施設使用料の滞納がないこと。

(平28上下水道局告示1・一部改正)

(融資の種類、利子補給率等)

第4条 利子補給の対象となる融資の種類、限度額等は、次のとおりとする。

- (1) 融資の種類 既存の建築物に排水設備を新設するために要する資金
- (2) 融資の限度額 1件当たり100万円
- (3) 利子補給期間 5年以内
- (4) 利子補給率 年1.9パーセント以内
- (5) 償還方法 元金均等又は元利均等によるほか、融資機関の定める方法
- (6) 融資利率 融資機関の定めた利率
- (7) 延滞利子 融資を受けた者の負担

(平28上下水道局告示1・一部改正)

(利子補給の申請)

第5条 利子補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、排水設備設置資金融資利子補給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備等新設等計画確認申請書
- (2) 排水設備の設置工事の見積書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(利子補給の決定の通知)

第6条 管理者は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査の上、排水設備設置資金融資利子補給（決定・不決定）通知書（様式第2号。次条において「通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(融資の手続)

第7条 前条の規定により、利子補給決定の通知を受けた申請者は、通知書の交付の日から30日以内に当該通知書を融資機関に提出し、借入れの手続をしなければならない。

(完了検査)

第8条 申請者は、排水設備の設置工事が完了した場合は、排水設備設置工事完了届出書（様式第3号）を管理者に提出し完了検査を受けなければならない。

(検査済通知)

第9条 管理者は、申請者の排水設備の設置工事が完了検査に合格した場合は、排水設備設置工事検査済通知書（様式第4号。以下「検査済通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により、検査済通知書の交付を受けた申請者は、検査済通知書の交付の日から30日以内に検査済通知書を融資機関に提出し、融資を受けるものとする。

(融資の報告)

第10条 融資機関は、この告示に基づく融資を行ったときは、排水設備設置資金融資報告書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の排水設備設置資金融資報告書には、融資を受けた申請者ごとの償還表を添付するものとする。当初の償還表に変更のある場合も、同様とする。

(利子補給の方法)

第11条 利子補給は、次の区分により融資機関に対して行う。

- (1) 1月1日から6月末日までに融資した分 7月10日まで

(2) 7月1日から12月末日までに融資した分 1月10日まで

(準用)

第12条 上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年条例第217号）

第2条第2項に規定する農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設事業における利子補給金の交付については、この告示を適用するものとする。

(平28上下水道局告示1・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の下水道排水設備資金融資利子補給要綱（平成13年上田市上下水道局告示第2号）、丸子町下水道改造資金融資あっせん及び利子補給要綱（平成10年丸子町告示第9号）、真田町水洗化資金融資に対する利子補給金交付要綱（平成8年真田町告示第52号）、武石村水洗化資金融資あっせん及び利子補給に関する規則（平成5年武石村規則第12号）又は武石村水洗化資金融資あっせん及び利子補給に関する条例（平成5年武石村条例第13号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱の廃止に伴う経過措置)

3 上田市下水道排水設備設置資金融資利子補給要綱（平成18年告示第81号）の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日上下水局告示第2号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

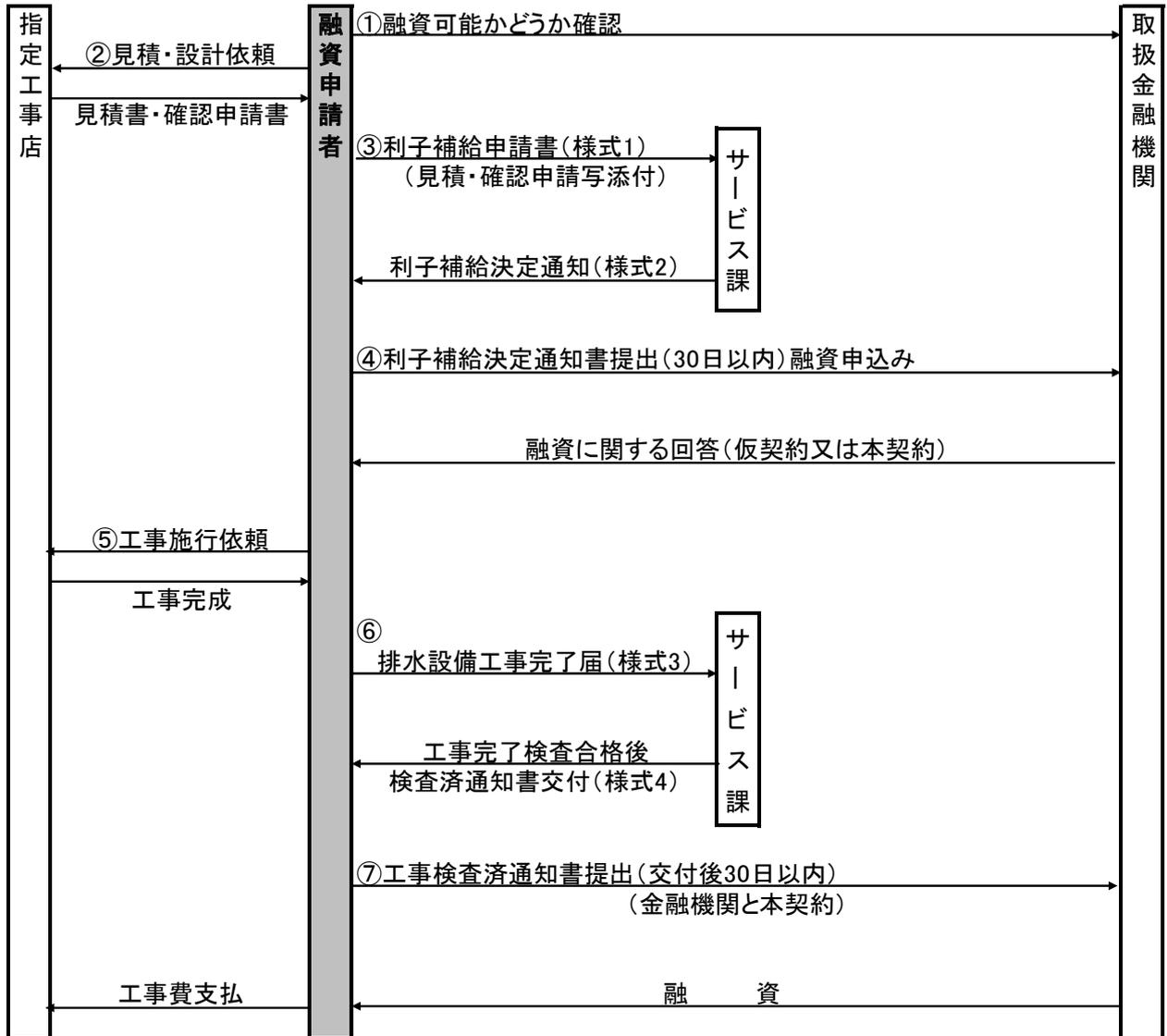
附 則（平成22年4月28日上下水局告示第3号）

この告示は、平成22年4月28日から施行する。

附 則（平成28年3月25日上下水道局告示第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

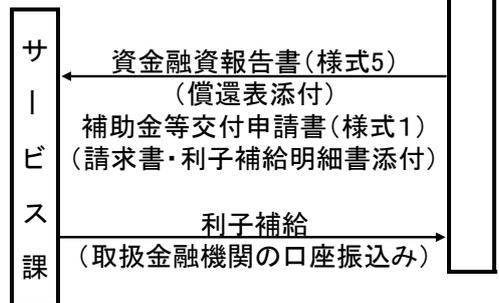
下水道排水設備資金融資利子補給制度申請手続



* 利子補給制度のついた融資を受けることができる金融機関

- ・八十二銀行市内各支店
- ・上田信用金庫市内各支店
- ・長野銀行市内各支店
- ・信州うえだ農業協同組合市内各支所
- ・長野県労働金庫上田支店
- ・長野県信用組合

- * 融資限度額 1世帯当り100万円を限度とする。
- * 貸付利率 各金融機関の定める利率による。
(貸付利率のうち、市の利子補給は1.9%とし、金融機関へ支払う。)
- * 返済方法・期間 元金均等又は元利均等5年以内(60カ月以内)
その他各金融機関で定める契約内容による。
- * 利子補給要件 下水道排水設備資金であること。
建築物の所有者又は所有者の同意を得た占有者。
市税、受益者負担金、水道料金等を滞納していない者。
供用開始後3年以内に排水設備工事が完了見込み者。
一般住宅であること。(共同、集合住宅は不可)



様式第1号（第5条関係）

下水道排水設備設置資金融資利子補給申請書

年 月 日

（申請先）上 田 市 長

次のとおり排水設備設置資金の利子補給を受けたいので申請します。

申 請 者	ふりがな			生 年 月 日
	氏 名			年 月 日
	現 住 所	〒		電話番号 ()
工 事 内 容	工 事 費	見積額		融資希望額
		万円		万円
排 水 設 備 設 置 場 所	1 持 家 2 借 家			指定工事店名
		上田市		
融 資 希 望 金 融 機 関		支店、支所名も記入		
納 税 等 状 況 調 査 同 意		この利子補給申請にあたり、私の納税等状況確認のため、上田市上下水道局職員が上田市の保有する納税等関係公簿を調査することに同意します。		
		氏 名 Ⓜ		
添 付 書 類		排水設備等新設等計画確認申請書、排水設備設置工事見積書		
備 考				

審査した結果、 要件に適合するため、利子補給することとしてよろしいですか。

要件に適合しないため、利子補給しないこととしてよろしいですか。

	課長	係長	係長	主務者	係	受付日	年月日	
						利子補給	適・否	
審 査 の 結 果	市民税 固定資産税 国民健康保険税		受益者負担 金・分担金	水道料金	供用開始後3年 (期限年月日)	融資希望額	万円	
						申請者通知	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 納 入		<input type="checkbox"/> 納 入	<input type="checkbox"/> 納 入	年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 未 納		<input type="checkbox"/> 未 納	<input type="checkbox"/> 未 納	<input type="checkbox"/> 期限前 <input type="checkbox"/> 期限経過			

様式第3号（第8条関係）

下水道排水設備設置工事完了届出書

年 月 日

（届出先）上 田 市 長

住 所.....

届出者

氏 名.....

次の排水設備設置工事が完了しましたので検査してください。

排水設備設置場所	上 田 市
指 定 工 事 店 名	
融 資 希 望 額	万円（工事精算額 万円）
融 資 機 関 名	支店、支所名とも記入
利子補給者番号	第 号
排 水 設 備 番 号	第 号
備 考	

検査した結果 合格につき排水設備等検査済証(上田市下水道条例施行規程様式第5号)及び下水道排水設備設置工事検査済通知書(様式第4号)を交付してよろしいですか。

次の指摘事項により不合格としてよろしいですか。

	課 長	係 長	係 長	主務者	係	検査済証交付 年月日	年 月 日
						検査合格	可・否
						申請者通知	年 月 日
検査の結果	有 指摘事項 無						

○上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付要綱

平成19年3月30日

上下水道局告示第1号

改正 平成20年4月1日上下水道局告示第2号

平成28年3月25日上下水道局告示第1号

注 平成28年3月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、自然流下の方法では汚水を下水道に排除することが困難な地形にある箇所における私設の汚水ポンプ設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、私設汚水ポンプとは、低地である等の立地条件により自然流下の方法では汚水を下水道に排除することが困難な宅地又は建築物の所有者等が設置する汚水槽、ポンプ及び電気設備をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私設汚水ポンプを設置する者とする。

(補助金交付の条件)

第4条 補助金は、次に掲げる条件のいずれにも該当する場合に交付する。

- (1) 私設汚水ポンプの設置箇所が、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域の区域内であり、かつ、低地である等、自然流下の方法では汚水を下水道に排除することが困難な立地条件にあること。
- (2) 私設汚水ポンプが、既存の建築物について新設されるものであること。
- (3) 私設汚水ポンプが、土地の所有者等の承諾又は同意を得た上で、私有地に設置されるものであること。
- (4) 申請者に市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、農業集落排水事業加入金、水道料金、下水道使用料及び集落排水施設使用料の滞納がないこと。

(平28上下水道局告示1・一部改正)

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費、補助率及び限度額は次のとおりとする。

経費	補助率	限度額
私設汚水ポンプの設置に要する経費	10分の10以内	150万円

2 私設汚水ポンプの設置は、管理者が別に定める基準によるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 私設汚水ポンプ設置工事設計図
- (3) 工事見積書
- (4) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、上田市下水道条例（平成18年条例第220号）第7条に規定する排水設備等の計画確認に合わせて行われなければならない。

(変更承認)

第7条 申請者は、補助金の交付決定を受けたのち、当該補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、補助金変更承認申請書に前条第1項各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、私設汚水ポンプの設置を完了したときは、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 上田市下水道条例施行規程（平成18年公営企業管理規程第12号）第9条に規定する排水設備等完了届出書の写し
- (2) 支払明細書
- (3) 工事写真

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象工事が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(維持管理)

第9条 補助金の交付を受けて設置した私設汚水ポンプの維持管理は、設置者が行うものとする。

(農業集落排水事業における準用)

第10条 上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年条例第217号）第2条第2項に定める農業集落排水事業及び上田小規模集合排水処理施

設事業における補助金の交付については、この告示を適用するものとする。

(平28上下水道局告示1・一部改正)

(準用)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付については、補助金等交付規則(平成18年規則第46号)の規定の例によるものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

2 上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付要綱(平成19年告示第66号)の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年4月1日上下水道局告示第2号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日上下水道局告示第1号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

上田市公共下水道私設汚水ポンプ設置基準

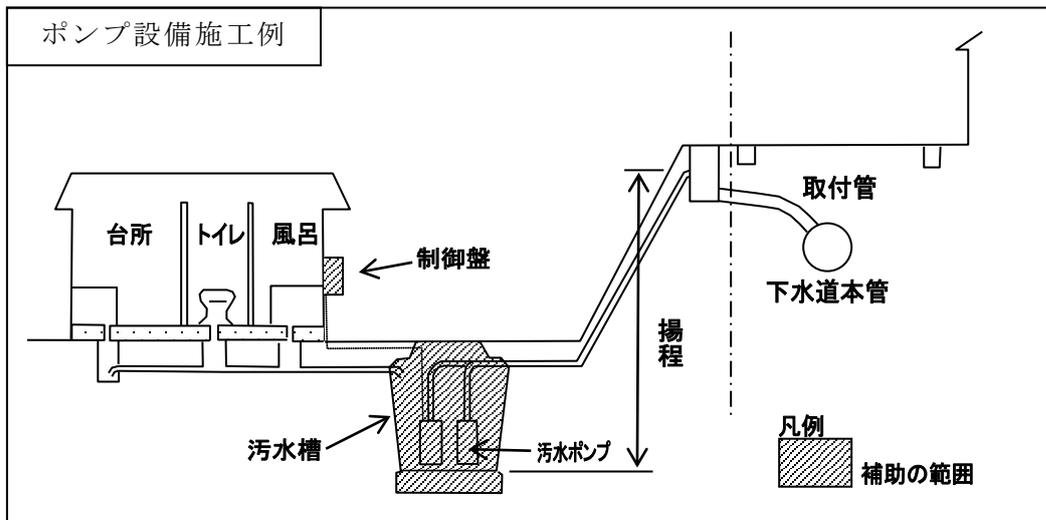
平成 19 年 3 月 30 日

この基準は、低地等の立地条件により、汚水を公共下水道に排除するために私設汚水ポンプを設置するに当たり、「上田市公共下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付要綱」の適用を受ける工事について、必要な事項を定める。

1 補助対象の範囲

補助金交付対象となる工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚水ポンプ設置工事
- (2) 汚水ポンプ槽設置工事及びそれに伴う土工事
- (3) 制御盤設置工事及びそれに伴う電気設備工事



2 汚水ポンプ等標準仕様

汚水ポンプの仕様は次に掲げるものを標準とするが、ポンプ機種、汚水槽の選定については、流入汚水量及び揚程等の検討を行い決定すること。

(1) 汚水ポンプ

- ア 形式 水中汚水汚物用ポンプ

イ 口径	50 mm以上
ウ 出力	0.25kw 以上
エ 電圧	原則として単相 100V、60Hz
オ 運転方式	水位による自動運転で、手動運転が可能なもの
カ その他	汚水ポンプの維持管理や交換が容易な構造とする。

(2) 汚水槽

ア 材質	FRP 製※ ¹ 、PVC 製※ ² 又はコンクリート製
イ 容量	使用形態により、汚水量を算出し決定する。
ウ その他	汚水槽の上部に自動車等の重量物が載る場合は、それらに耐えうる構造とすること。また、地下水位が高い箇所においては、汚水槽の浮上防止策を講ずること。

(3) 制御盤

ア 形式	屋外自立型又は屋外壁掛型
イ 主要取付器具	運転切替スイッチ、漏電遮断機、故障表示装置、その他必要なもの

(4) 圧送管

ア 管種	原則として硬質塩化ビニル管 (VP) を使用する。
イ 管径	ポンプ口径と同口径とする。

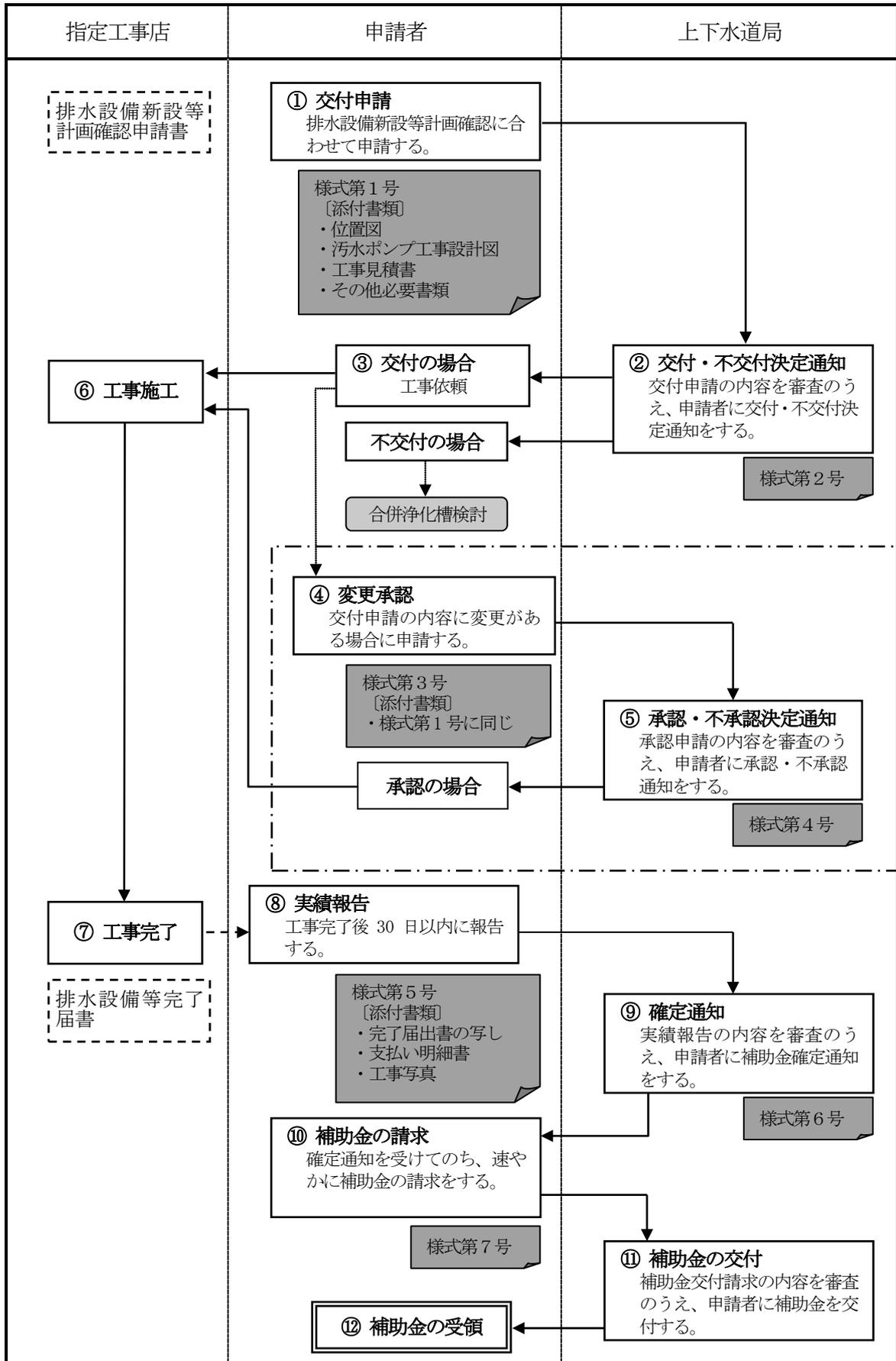
3 維持管理

- (1) 汚水ポンプの維持管理は、使用者の責任において行うこと。
- (2) ポンプ設備に異常が生じた場合の緊急連絡先を明確にしておくこと。

※1 繊維強化プラスチック

※2 ポリ塩化ビニル (塩化ビニル樹脂)

上田市公共下水道私設汚水ポンプ設置費補助金手続フロー



様式第1号（第5条関係）

上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）上 田 市 長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金交付要綱により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

設 置 場 所	上田市			
施 工 期 間	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
指 定 工 事 店 名				責任技術者氏名
補助金交付申請額	円			
添 付 書 類	1 位置図 2 工事設計図（平面図、縦断面図、汚水ポンプ構造詳細図 汚水ポンプ仕様書及び算定資料） 3 工事見積書 4 その他管理者が必要と認める書類			

様式第3号（第7条関係）

上田市下水道私設汚水ポンプ設置費変更承認申請書

年 月 日

（申請先）上 田 市 長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金の交付申請の内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

設 置 場 所	上田市			
施 工 期 間	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
補助金交付決定額	円			
補助金変更申請額	円			
変 更 理 由				
指 定 工 事 店 名				責任技術者氏名
添 付 書 類	1 位置図 2 工事設計図（平面図、縦断面図、汚水ポンプ構造詳細図 汚水ポンプ仕様書） 3 工事見積書 4 その他管理者が必要と認める書類			

様式第5号（第8条関係）

上田市下水道私設汚水ポンプ設置費補助金実績報告書

年 月 日

（申請先）上 田 市 長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた工事が完了しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

設 置 場 所	上田市			
施 工 期 間	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
指 定 工 事 店 名				責任技術者氏名
確 定 を 受 け たい 補 助 金 の 額	円			
添 付 書 類	1 排水設備等完了届出書の写し 2 支払い明細書 3 工事写真			

納税状況調査同意書

年 月 日

（あて先）
上田市 市長

【申請者（調査対象者）】

住 所

（フリガナ）

氏名（法人名）

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

私は、下水道私設汚水ポンプ設置費補助の補助金の交付に関し、次の上田市税の納付状況について、上田市が関係公簿等を調査することについて同意します。

調査に同意する税目

- 1 個人市民税（法人の場合は特別徴収を含む。）
- 2 法人市民税
- 3 固定資産税・都市計画税
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 上下水道料金
- 7 下水道負担金・分担金・加入金

* 以下、収納管理課使用欄

滞 納 な し	「滞納あり」、「その他」の回答			
	調 査 日	種 類	備 考	調査担当者 <small>（滞納がある場合のみ）</small>
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		該当なし <input type="checkbox"/>		
		その他 <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		該当なし <input type="checkbox"/>		
		その他 <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		該当なし <input type="checkbox"/>		
		その他 <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		
		該当なし <input type="checkbox"/>		
		その他 <input type="checkbox"/>		
		滞納あり <input type="checkbox"/>		

上田市ディスポーザの取扱いに関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、厨芥を破砕して公共下水道に排除する設備（以下「ディスポーザ」という。）の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、上田市下水道条例（平成 18 年条例第 220 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム ディスポーザ部と破砕された厨芥を排水・処理し汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるディスポーザ排水処理システムのうち、建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号。以下「法」という。）による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの、社団法人日本下水道協会の下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「性能基準（案）」という。）に基づく評価機関による適合評価を受けたもの、その他管理者が設置について適当であると判断したものをいう。

(2) 建設大臣認定書 法による改正前の建築基準法第 38 条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したシステムであることの証書をいう。

(3) 適合評価書 性能基準（案）に規定する第三者機関により、性能基準(案)に適合する旨の評価を受けたことを示す文書をいう。

(4) 申請者 システムを設置するため、条例第 7 条に基づく確認を受けようとする者をいう。

(5) 使用者等 システムを使用する者若しくは集合住宅等で使用する者に代わり維持管理を行う管理組合等のことをいう。

(設置の基準)

第 3 条 設置するディスポーザは、システムでなければならない。

(排水設備としての適用)

第 4 条 前条のディスポーザは、条例第 2 条に規定する排水設備とする。

(提出書類)

第 5 条 システムを設置しようとする申請者は、条例で定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 建設大臣認定書の写し又は適合評価書の写し

- (2) システムの構造に関する図面、資料等
 - (3) システムの維持管理計画書（様式第1号）
 - (4) システムの維持管理業務委託契約書の写し。ただし、申請時に維持管理契約を締結していないときは、維持管理業務委託契約確約書（様式第2号）
 - (5) システム設置に関する誓約書（様式第3号）
 - (6) システムの使用者承継確約書（様式第4号）
 - (7) その他管理者が必要と認めるもの
- 2 システムを設置あるいは変更した者は、その完了後、排水設備等完了届出書に、システムの設置状況あるいは変更状況が一見できる写真を添付すること。

（維持管理）

第 6 条 申請者又は使用者等は、システムの維持管理について、専門の維持管理事業者（以下「維持管理事業者」という。）と維持管理業務委託契約を締結しなければならない。

2 使用者等及び維持管理事業者は、システムの維持管理にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条第 1 項第 3 号の維持管理計画書に従い、システムを適切に使用し、適切に維持管理を行うこと。
- (2) 維持管理事業者が行う保守点検、水質管理、汚泥管理等に関する資料を 3 年間保管するとともに、管理者が資料の提出を求めたときは、速やかに提出すること。
- (3) 維持管理事業者は、保守点検、水質管理、汚泥管理等を行った場合は、速やかにその旨を維持管理報告書により報告しなければならない。（様式第5号）
- (4) システムの適切な維持管理を確保するため、管理者が必要と認める場合は、立ち入り検査等の措置に応じること。
- (5) 使用者等は、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を行うことが出来なくなった場合、速やかに使用を中止すること。
- (6) その他システムの使用及び維持管理に関して管理者の行う指導に協力すること。

（使用者等の地位の承継）

第 7 条 システムを有する建築物の譲渡、貸付等により使用者等が変更となる場合、新たな使用者等は、第 5 条の規定により必要な書類を提出し、第 6 条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 システムを有する建築物の譲渡、貸付等をしようとするものは、新たな使用者等に対し前項の理解を得るよう努めること。

（システムの製造者及び販売者の責務）

第 8 条 システムの製造者及び販売者は、システムを販売しようとするときは、申請者及

び使用者等に対し、第 6 条及び第 7 条に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るように努めること。

(農業集落排水事業等における準用)

第 9 条 上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年条例第 217 号）第 2 条第 2 項に定める上田農業集落排水事業、丸子農業集落排水事業、真田農業集落排水事業、武石農業集落排水事業及び上田小規模集合排水処理施設事業におけるディスプレイの設置及び維持管理に関して、この要綱を適用するものとする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ディスポーザ排水処理システムの設置等に必要書類

【 申 請 】

- 1 排水設備等新設等計画確認申請書（正・副）
位置図、平面図、縦断図（縦断図はディスポーザの設置のみの場合不要）
- 2 適合評価書、または建設大臣認定書の写し
- 3 構造図、資料等（パンフレット等）
- 4 維持管理計画書（様式第1号）
- 5 維持管理業務委託契約書の写し
申請時未契約の場合は維持管理業務委託契約確約書（様式第2号）
- 6 誓約書（様式第3号）
- 7 使用者承継確約書（様式第4号）

【 竣 工 】

- 1 排水設備等完了報告書（正・副）
位置図、平面図、縦断図（ディスポーザの設置のみの場合は不要）、設置状況が一見できる写真
- 2 維持管理業務委託契約書の写し（申請時に未契約だった場合のみ）
- 3 排水設備使用開始届出書

【 使用中 】

- 1 維持管理報告書（様式第5号）
受託した維持管理事業者は1回/年以上の保守点検を行い、その旨を報告してください。また、点検記録は3年間保管し、求められれば提出できるようにしてください。

上田市上下水道局

サービス課 給排水係（上田・真田地域）

丸子・武石上下水道課 業務係（丸子・武石地域）

（提出先）上田市長

ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書

申請者 住所
氏名

1 システムの概要

一 般 事 項	設 置 場 所	上 田 市			
	システムの名称等	評価(認定)年月日			
		評価(認定)番号			
		名 称			
		メ ー カ ー			
	設 置 数 量	ディスポーザ	個	排水処理部	個
	施 工 者 (下水道指定工事店)	TEL			
	工 程	着 手 予 定 日	年 月 日		
		完 了 予 定 日	年 月 日		
	施 工 業 者	ディスポーザ部	TEL		
排水処理部		TEL			
維 持 管 理 業 者	ディスポーザ部	TEL			
	排水処理部	TEL			
仕 様	ディスポーザ部	形 式 製 造 品 番			
	排水処理部	設 計 人 員 計 画 生 ご み 量 計 画 汚 水 量			

2 システムの維持管理計画

処理水質(※1)		B O D	mg/ℓ未満	
		S S	mg/ℓ未満	
		N-ヘキサン	mg/ℓ以下	
維持管理の内容	保守点検頻度	ディスポーザ部	機器の点検整備の頻度	
		排水処理部	定期点検の頻度	
			水質検査の頻度(※1)	
			汚泥引抜の頻度(※1)	
			配管内の点検の頻度	
			清掃の頻度	
	点検項目	ディスポーザ部	点検項目	別紙のとおり
			保守点検記録表	別紙のとおり
		排水処理部	点検項目	別紙のとおり
			保守点検記録表	別紙のとおり

・維持管理に関する点検記録は3年間保管し、管理者から維持管理に関する報告を求められたときは、その資料を提出する。

・(※1)欄については、生物処理タイプの場合のみ記入する。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（提出先）上田市長

維持管理業務委託契約確約書

申請者 住所
氏名 印

この度、下記のとおりディスポーザ排水処理システムの設置について申請しますが、現時点において、使用者あるいは委託業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。つきましては、使用開始までに維持管理業務委託契約を締結し、契約書の写しを提出することを確約いたします。

記

設 置 場 所	上 田 市
ディスポーザ排水 処理システム名称	
評 価（ 認 定 ）番 号	
評 価（ 認 定 ）年 月 日	

（提出先）上田市長

誓 約 書

申請者 住所
氏名 印

私は、ディスポーザ排水処理システムを設置するにあたり、下記に掲げる事項を遵守し、適切に使用及び維持管理することを誓約します。

記

- 1 ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用し、適切に維持管理すること。
- 2 維持管理業務委託契約に基づき維持管理事業者が行う点検及び維持管理に関する資料を、3年間保管するとともに管理者が資料の提出を求めたときは速やかに提出すること。
- 3 ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理及び下水道施設の機能を確保するため、管理者が必要と認める場合は立ち入り検査等の措置に応じること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。
- 5 万一、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を行うことが出来なくなった場合、速やかに使用を中止すること。

（提出先）上田市長

使用者承継確約書

申請者 住所
氏名 印

ディスポーザ排水処理システムを有する建築物を第三者に譲渡、又は貸付ける際は、新たな使用者に対し、下記に掲げる事項を遵守し、書類を提出する必要があることを説明し、その理解を得るよう努めることを確約します。

記

（遵守事項）

- 1 ディスポーザ排水処理システム維持管理計画書に従い、ディスポーザ排水処理システムを適切に使用し、適切に維持管理すること。
- 2 ディスポーザ排水処理システムの維持管理について、専門の維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- 3 維持管理業務委託契約に基づき維持管理事業者が行う点検及び維持管理に関する資料を、3年間保管するとともに管理者が資料の提出を求めたときは速やかに提出すること。
- 4 ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理及び下水道施設の機能を確保するため、管理者が必要と認める場合は立ち入り検査等の措置に応じること。
- 5 ディスポーザ排水処理システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行う指導に協力すること。
- 6 万一、ディスポーザ排水処理システムの適切な維持管理を行うことが出来なくなった場合、速やかに使用を中止すること。

（提出書類）

- 1 ディスポーザ排水処理システムの維持管理業務委託契約書の写し
- 2 ディスポーザ排水処理システムの設置に関する誓約書
- 3 ディスポーザ排水処理システムの使用者承継確約書
- 4 その他管理者が必要と認めるもの

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（提出先）上田市長

維持管理報告書

維持管理事業者 住 所
会 社
所在地

ディスポーザ排水処理システムの保守点検を実施しましたので報告します。

設 置 場 所	上 田 市
使 用 者 氏 名	
名 称 及 び メーカー	
実 施 日	年 月 日
備 考	

備考欄には保守点検にて措置した事項を記入してください。

取付管等新增設申請の手引き

令和4年1月

上田市上下水道局下水道課

取付管等新增設申請書の作成について

上田市上下水道局下水道課

下水道の取付管等新增設申請については、申請書に不備が無く、受領した日から工事終了までに概ね3ヶ月要します。また、国県道からの取り出し工事については、占用協議に期間を要することから、概ね6ヶ月程度必要になります。

本管延長を伴う工事はさらに長い期間が必要となるため、翌年度での施工となる場合もあります。

下水道認可区域外の取付管新增設の施工は申請者が行い、費用は申請者負担となります。

農業集落排水の取付管新增設についても、公共下水道に準じます。

工事の発注事務は、加入金納付が確認された後に行います。

なお、本管の延伸が伴うものについては、申請者負担工事となります。

毎年12月下旬頃に、取付管及び本管延伸工事については入札手続き及び地元調整等による期間の確保が困難であることから、年度発注を締め切らせていただいております。

また、詳細な申請の締め切り時期につきましては下水道課窓口及びホームページにおいて12月上旬に掲載します。

申請から工事完了までに期間を要することから、申請はお早めにお願ひします。

1 書類作成について

(1) 取付管等新增設申請書チェックリスト

取付管等新增設申請の場合は「取付管等新增設申請書チェックリスト」を作成してください。

(2) 取付管等新增設申請書の記入について

① 取付管等新增設申請書

別紙記入例を参考にしてください。

取付管新增設申請書の  欄内に本人が署名してください。申請場所等は記名可

(負担金・加入金算出根拠及び状況)	
負担金等の状況	<input type="checkbox"/> 賦課済 <input type="checkbox"/> 賦課中 <input type="checkbox"/> 猶予 <input type="checkbox"/> 承諾書 <input type="checkbox"/> 加入申告書

欄内については、

サービス課料金担当に事前審査を受けて記入を済ませてから提出してください。

なお、受益者負担金、分担金等の納入に関する承諾書は、上下水道局で作成いたしますので、それに申請者又は納付者が押印したものを申請書に添付してください。

② 案内図

申請箇所がわかる地図を使用し、申請地を着色などで明示してください。

③ 申請地及び申請地周辺の公図写し

申請地及び周辺の土地地番がわかる公図写し(コピー可)を添付してください。

公図写しは最新のものとしてください。(概ね3ヶ月以内でその後土地の分筆が生じていないもの)

④ 申請地及び申請地周辺の登記事項要約書

申請地については、全ての申請土地の登記事項要約書(コピー可)を添付してください。

申請地周辺土地については、登記事項要約書(コピー可)又は登記事項調査一覧表(別記様式-2)を提出してください。

申請地及び周辺土地の登記内容については、最新のものとしてください。

⑤ 取付管の計画平面図・計画縦断図

事前に、下水道担当課で台帳図(平面図、縦断図)のコピーの交付(有料)を受けてください。

取付管予定箇所を、台帳図(平面図、縦断図)に記入してください。

⑥ 取付管調書(現況写真添付)

様式2-2-3を使用して取付管調書を作成してください。

⑦ 土地使用承諾書

申請者と土地所有者が異なる場合は、別記様式-1を提出してください。

⑧ その他

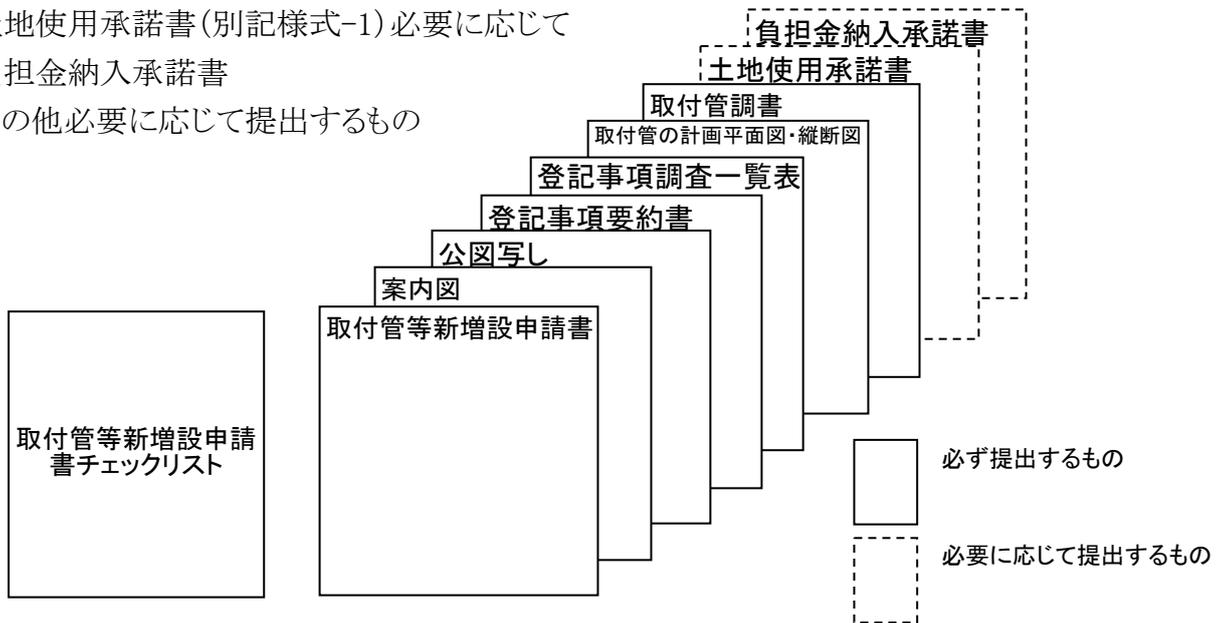
・申請地が農地の場合は農地転用許可書の写しを添付してください。

・その他必要と思われる書類等ありましたら添付してください。

(3) 取付管等新增設申請書の綴り方について

① 提出書類は下記の順番に整理し提出してください。

- ・ 取付管等新增設申請書チェックリスト
- ・ 取付管等新增設申請書
- ・ 案内図
- ・ 公図写し
- ・ 申請地の登記事項要約書
- ・ 申請地周辺の登記事項調査一覧表(別記様式-2)
- ・ 取付管の計画平面図・計画縦断図
- ・ 取付管調書(現況写真添付)(様式2-2-3)
- ・ 土地使用承諾書(別記様式-1)必要に応じて
- ・ 負担金納入承諾書
- ・ その他必要に応じて提出するもの



② 書類がA4版より大きい場合は、A4縦左綴じとして折りたたんでください。

(4) 取付管等新增設工事完了届の記入について

① 取付管等新增設工事完了届

取付管の施工を申請者が行った場合に必要です。工事終了後速やかに提出してください。別紙記入例を参考にしてください。

② 案内図

申請箇所がわかる地図を使用し、申請地を着色などで明示してください。

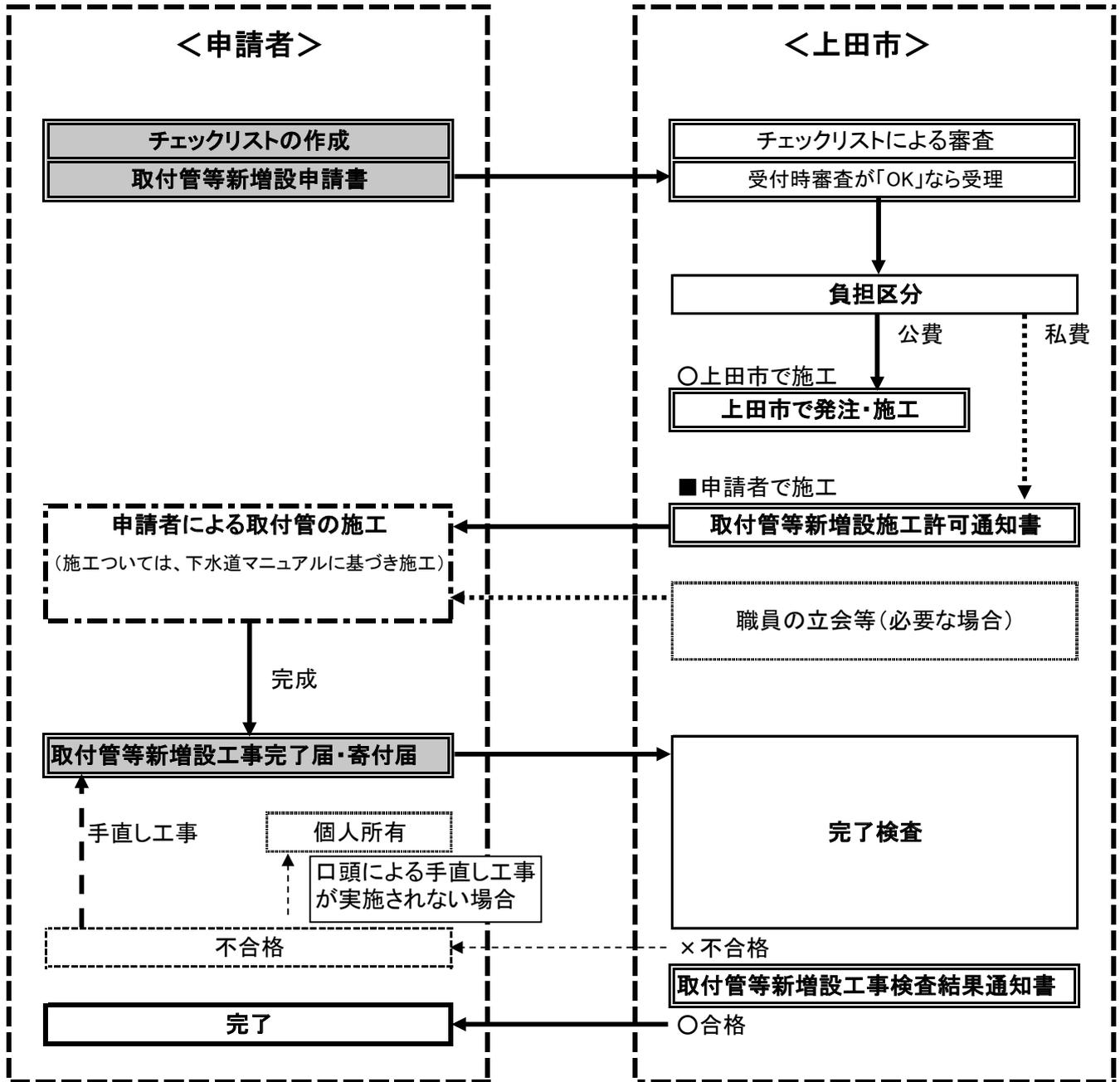
③ 取付管調書

施工した実績により作成し、写真を貼り付けた調書を必ず2部提出してください。(配管状況、廻りの状況がよくわかる様に撮影してください。)

④ 工事写真

- ・ 着工前、床堀、配管、埋戻(材料別)、舗装(仮・本復旧)、完成の各段階の写真を写真帳等に整理して作成してください。
- ・ 完成写真は着工前位置と同位置から撮影したものの他に、取付管の位置及び深さがわかる写真を添付してください。

(5) 事務の流れについて



申請書の受付は各地域ごとになりますので、申請場所を所管する各地域自治センターの下水道担当課へ提出してください。

○ 問合せ先(下水道担当課)

上田・真田地域	上田市上下水道局 下水道課 電話0268-75-1091(直通)
丸子・武石地域	上田市上下水道局 丸子・武石上下水道課 電話0268-42-3100(代表)

取付管等新增設申請〔記載例〕

取付管等新增設申請書チェックリスト

申 請 者 氏 名 上田 イチロウ

申 請 代 理 人 氏 名 株式会社 ○△◇

負担金担当課確認	確認済				申請者が チェック	受付者が チェック	
申 請 者	住 所	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請代理人 (連絡先)	住 所	<input type="checkbox"/>	
	氏 名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		氏 名	<input type="checkbox"/>	
	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		電話番号	<input type="checkbox"/>	
申請場所	申請する場所の土地すべてについての記載がある。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
申請理由	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> がある。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
使用形態	いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> がある。				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
添 付 書 類	案内図(申請地が表示されている)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	申請地及び申請地周辺の公図写し(申請地が表示されている)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	申請地の登記事項要約書[申請地は全て] (申請地周辺の登記事項要約書は登記事項調査一覧表でも可)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	取付管の計画平面図 (台帳図の平面図、縦断図に申請箇所が表示されている)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	取付管調書(現況写真添付)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	公共	負担金・加入金算出根拠及び状況の欄に確認印がある				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		いずれかに チェック	負担金等の状況「賦課済」又は「賦課中」		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			負担金等の状況「猶予」又は「承諾書」		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	農集	負担金・加入金算出根拠及び状況の欄に確認印がある				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請者と土地所有者が同じ				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<small>ここにレがある場合は以下4欄は不要</small>							
申請者と土地所有者が別				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
いずれかに チェック	所有権移転の予定		土地使用承諾書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	借地・借家の場合		賃貸借契約書等の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	その他		[農地転用許可書]	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
<small>申請者施工の場合のみ記載</small>							
申請者施工	「申請者による施工」				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
接続希望年月日	記入があるか				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<small>「申請者施工」欄にレがある場合必要</small>							
施工予定者(宅内)	宅内工事の施工予定者の記入(未定でも可)				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受 付	受付年月日		受付者氏名				

取付管等新增設工事完了届

4 年 4 月 1 日

(申請先)
上田市長

申請者 (署名)	住所	上田市〇〇〇 0000番地0
	氏名	上田 イチロウ
	電話番号	0268-22-□□□□
申請代理人 (署名)	住所	上田市××× 1111番地1
	氏名	株式会社 ○△◇ 代表取締役 大手 タロウ
※日中連絡が 取れる連絡先	電話番号	0268-22-△△△△ (必須) 担当: 大手 ジロウ

次のとおり、取付管等新增設工事が完了したので届け出ます。

申請場所 (申請土地)	上田市 〇〇〇 2222 番地 2 〇〇〇 2222 番地 3 〇〇〇 2222 番地 5	対象となる土地 は全て記入												
許可番号	04KU-001	施工許可通知書に記載された 許可番号を記載												
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図 (<input type="checkbox"/> 取付管平面図・縦断図の変更図または完成図) <input checked="" type="checkbox"/> 取付管調書2部(写真付) <input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 着工前</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 床堀</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 配管</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 埋戻(材料別)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 舗装(仮・本復旧)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input checked="" type="checkbox"/> 完成(着工前と同位置から撮影したもの。)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(取付管は位置と深さがわかるもの)</td> </tr> </table>		<input checked="" type="checkbox"/> 着工前	<input checked="" type="checkbox"/> 床堀	<input checked="" type="checkbox"/> 配管	<input checked="" type="checkbox"/> 埋戻(材料別)	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装(仮・本復旧)		<input checked="" type="checkbox"/> 完成(着工前と同位置から撮影したもの。)			(取付管は位置と深さがわかるもの)		
<input checked="" type="checkbox"/> 着工前	<input checked="" type="checkbox"/> 床堀	<input checked="" type="checkbox"/> 配管												
<input checked="" type="checkbox"/> 埋戻(材料別)	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装(仮・本復旧)													
<input checked="" type="checkbox"/> 完成(着工前と同位置から撮影したもの。)														
(取付管は位置と深さがわかるもの)														
工事施工期間	4 年 1 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで													
取付管工事施工者	住所 上田市▽▽▽3333番地 氏名 株式会社 ▲▲建設 TEL 0268-33-◇◇◇◇													

取付管等の帰属に関する承諾書

施工した取付管等については、上田市に帰属することについて承諾します。

4 年 4 月 1 日 氏名 上田 イチロウ (印)

決	課長	係長	係	係長	係	受付
裁	課長	係長	係	種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 農業集落排水	
				処理区名又は地区名		
				区域内・区域外の別	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外
	(記事)	完了検査			検査結果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格
				完了検査年月日	年 月 日	
				検査職員職氏名		

取付管等新增設申請〔様式〕

取付管等新增設工事完了届

令和 年 月 日

(申請先)
上田市長

申請者 (署名) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

申請代理人 (署名) 住 所 _____

氏 名 _____

※日中連絡の取れる連絡先 電話番号 _____

次のとおり、取付管等新增設工事が完了したので届け出ます。 (署名必須)担当者:

申 請 場 所 (申 請 土 地)	上田市 番地
許 可 番 号	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 案内図 (<input type="checkbox"/> 取付管平面図・縦断図の変更図または完成図) <input type="checkbox"/> 取付管調書2部(写真付) <input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 着工前 <input type="checkbox"/> 床堀 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> 埋戻(材料別) <input type="checkbox"/> 舗装(仮・本復旧) <input type="checkbox"/> 完成(着工前と同位置から撮影したもの) (取付管は位置と深さがわかるもの)
工 事 施 工 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
取付管工事施工者	住所 氏名 TEL

取付管等の帰属に関する承諾書

施工した取付管等については、上田市に帰属することについて承諾します。

年 月 日 氏 名 _____ (印)

決	課長	係長	係	係長	係	受 付
裁	(記事)			完 了 検 査		
				検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
				完了検査年月日	年 月 日	
			検 査 職 員 職 氏 名			

取付管等新增設工事中止届

令和 年 月 日

(申請先)
上田市長

申請者 (署名) 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

申請代理人 (署名) 住 所 _____

氏 名 _____

※日中連絡の
取れる連絡先 電話番号 _____

次のとおり、取付管等新增設工事を中止するので届け出ます。 (署名必須) 担当者:

申 請 場 所 (申 請 土 地)	上田市 番地
許 可 番 号	
中 止 理 由	
備 考	

決 裁	課長	係長	係	係長	係	受 付
				種 別	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 農業集落排水	
				処理区名又は地区名		
				区域内・区域外の別	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外
			負 担 区 分	<input type="checkbox"/> 公 費	<input type="checkbox"/> 申請者	
	(記事)					

上田市
給水装置工事
排水設備工事
施行基準

上田市上下水道局
2022年9月1日改訂

印刷・製本／一喜堂印刷株式会社
